# 浦添市景観まちづくり計画

平成20年3月

浦添市美らまち推進課

「てだこの都市・浦添」には、琉球王統発祥の地としての歴史資産と、それを 支えた自然環境や活気にみちあふれたまち並みが広がっています。また、かつて そこには、山青く水清い美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。

しかしながら、先の沖縄戦は壊滅的な打撃を与え、多くの人命とともに緑豊か な集落や歴史文化遺産を瓦礫の風景に変えてしまいました。

今日、急速に都市化が進行し、近代的都市機能が強化され、市民生活の利便性が向上する一方で、都市開発等により身近な自然や歴史的景観は徐々に失われてきており、私たちには、残された数少ない自然景観や歴史景観を守り育てるとともに、量から質へのまちづくりに取り組むことが求められております。

こうしたなか、本市は、景観形成や住環境改善の実践的な施策を積み重ね、景観整備や壁面緑化の誘導、 市民の意識向上を目的に昭和63年に「都市景観形成基本計画」を策定し、平成11年には市民参加を促進しかつ支援する「まちづくりプラン賞」を制定、市民が主体となった景観まちづくりに取り組んでまいりました。

そして、地域の個性など活きた美しいまち並形成を図る施策を積極的に展開していくため、平成 18 年に景観行政団体になり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定いたしました。

私たちが住む浦添市が美しく、親しみやすい愛着のある都市であってほしいことは、誰もが望むことであります。

今後は、この「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、市民のみなさまと協動 して魅力ある都市景観の形成に努めてまいりたいと思いますので、一層のご理解 とご協力をお願いします。

おわりに、この計画策定にあたり多大なご尽力をいただきました浦添市景観ま ちづくり審議会をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました市民のみなさま に対しまして心からお礼申し上げます。

平成二十年三月 浦添市長 儀 間 光 男

### 目 次

第1章 景観まちづくり計画の考え方(構成編)	
1.計画の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章 浦添の景観特性と課題(現況編)	
1 . 景観の捉え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.浦添の景観の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.浦添の景観資源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.浦添の景観特性と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第3章 景観まちづくりの方針及び基準(計画編)	
1 . 理念·目標 ·····	29
2.景観計画の区域 (法第8条第2項第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3.良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第2項第2号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1)協働の景観まちづ<りの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 32
(2)骨格別景観まちづ<りの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(3)類型別景観まちづ<りの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)・・・・・・・・・・	54
(1)行為ごとの景観形成基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 54
(2)行為の届出の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 58
5.浦添市景観まちづくり重点地区(浦添市景観まちづくり条例第10条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(1)重点地区の考え方(浦添市景観まちづくり条例第10条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(2)仲間重点地区の区域(浦添市景観まちづくり条例第10条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
(3)良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
(4)良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号) ・・・・・・	68
6.景観重要建造物・樹木の指定の方針 (法第8条第2項第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第4章 推進に向けて(推進編)	
1. 推進に向けての考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
<ol> <li>多面的な取り組みの推進 ····································</li></ol>	73
(1)法に基づ〈取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
(2)自主的取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

#### 第1章 景観まちづくり計画の考え方(構成編)

#### 1.計画の背景と目的

#### (1)計画が必要とされる背景

国民の意識が、物質的豊かさから精神的豊かさを重視する方向へ変化し、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、地域の主体性・自主性を最大限尊重しつつ、地域固有の歴史や伝統に立脚したまちづく りへの関心や機運が年々高まってきています。

国は、平成 16 年6月に景観法を公布し、地域の景観問題への取り組みを後押しする環境を拡充しています。内閣府沖縄総合事務局においては、「"美6島沖縄"風景づくりのためのガイドライン」を策定し、沖縄6 しい風景の実現にむけた取り組みの基本理念として活用されているところです。

一方、本市においても景観まちづくりに対する関心が高まっています。私たちの住む浦添市が美しく、親しみやすい愛着のある都市であってほしいことは、誰もが望むことであります。本市まちづくりの羅針盤となる第3次浦添市総合計画において、「てだこの都市・浦添」の将来像を実現するために、浦添らしさを活かしたまちづくりの方向性を示しています。かつて浦添市は、美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。しかしながら去る沖縄戦において本市は激戦地となり、多くの人命とともに緑豊かな集落や歴史文化遺産、自然等の資源を失いました。また、昭和30年代頃からスプロール的に都市化が進行し、それに伴い、自然緑地の減少、住環境の悪化、良好な街並みの減少、市民相互の連帯意識の低下等、様々な都市問題が顕在化してきました。

そのような中で、景観形成や住環境改善の方策として建築協定締結、地区計画、都市景観賞の制定(昭和 59年)、彫刻のある街づくりなどの実践的な施策を積み重ねてきました。昭和 63年度に都市景観形成基本計画の策定、平成 11年度には市民参加を促し、かつ支援する表彰・助成制度の「まちづくりプラン賞」を制定し、市民が主体となった景観まちづくりの取り組みを実践してきています。

ゆとりとうるおいが一層求められるようになった昨今、私たちは残された貴重な自然環境を守り育てると同時に、量から質へとまちづくりの思想の転換を図ることが、今日私たちに与えられた責務と考えます。このような認識のもと、今後とも景観まちづくりを積極的に進めるために景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を協働により策定することにしました。

#### (2)計画の目的

本景観計画は、このような背景を踏まえ行政と市民・企業・NPOなどが一緒になって、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する協働の景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次代への継承に資することを目的に策定します。

#### ○都市景観賞





○まちづくりプラン賞







#### 2.計画の位置づけ

#### (1)計画の構成

本計画は以下の4章で構成しています。

第1章は、計画策定の背景と目的、位置づけ、計画の体系などを示した「構成編」です。

第2章は、景観の捉え方や本市の景観の変遷、景観資源、特性と課題などを示した「現況編」です。

第3章は、本市の良好な景観の形成に関する理念・目標、景観計画の区域、方針及び景観形成基準などを示した「計画編」です。

第4章は、協働の景観まちづくりの推進に向けた手法、プログラムなどを示した「推進編」です。

#### (2)計画の位置づけ

#### 法的位置づけ

本計画は、景観法(平成16年法律第110号)に基づ〈景観計画(法定計画)として作成されています。景観法に規定する項目のうち、景観計画の区域、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針、及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のほか、必要な事項について定めています。

特に、第3章の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に記載する基準等については、 景観法第8条第2項第3号に該当する部分であり、行為の主体者は景観法の規定に則した手続き等が義務 付けられます。

また、景観法の規定に基づき本市が景観行政団体として別に定める景観まちづくり条例に記載する部分については、本計画中にその旨明記しています。

#### 基本的な構成

浦添市景観まちづくり計画の基本的な構成は、大きく2つに分かれており景観法に基づく法定事項とこれまでの本市の実践的な景観行政の取組について、「推進に向けて」の中で自主的事項として定めています。

#### 計画の基本的な構成

#### 景観法第8条に基づ〈事項(法定事項)

景観計画の区域(法第8条第第2項第1号)

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(法第8条第第2項第2号)

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第第2項第3号)

景観重要建造物・樹木の指定の方針(法第8条第第2項第4号)

上記4項目の必須事項を定めています。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項、 観重要公共施設の整備に関する事項、 景観重要公共施設の占用の許可の基準については、今後、市民及び関係者等との論議を深め、できるものから順次策定していきます。

#### 市独自の景観行政の取組事項(自主事項)

景観まちづくり重点地区 市条例第 10 条に定める地区で、重要かつ先導的なモデルとなる地区を定める 表彰・助成制度 「都市景観賞」、「まちづくりプラン賞」、「景観形成助成(まちづくり交付金事業)」など

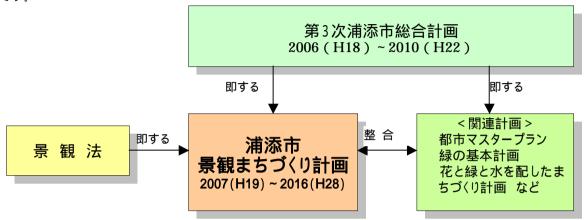
審議会等「浦添市景観まちづくり審議会」、「景観まちづくりアドバイザー」、「庁内連絡会議」など

市直轄の公共構造物の指針 土木、建築など

#### 庁内における位置づけ

本計画は、第3次浦添市総合計画基本構想に即し、同構想に謳われた「てだこの都市·浦添」の都市像実現を、良好な景観の形成を通して行うための協働による景観まちづくりの施策を総合的に明らかにするものです。

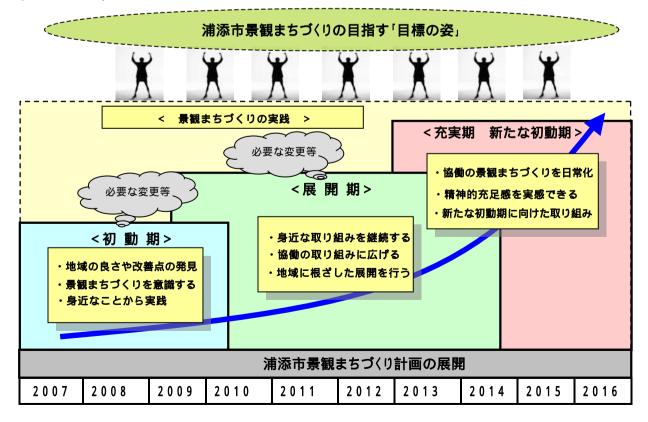
また、本計画は、浦添市都市計画マスタープランや浦添市緑の基本計画、その他の行政計画と整合するものです。



#### 計画期間と見直し

本計画の計画期間を 2007 年(平成 19 年)から 2016 年(平成 28 年)までとし、10 年を目途に段階的に浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、創造する協働の景観まちづくりを推進し、良好な景観の次代への継承に資することを目的に策定します。

しかし、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要から、浦添市総合計画をはじめ、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画と絶えず整合を図り、景観まちづくり重点地区の追加や都市計画法に基づく景観地区への移行などの際には、中途で必要な変更等を行うこととし、実情に即した計画内容の検討を行うものとします。



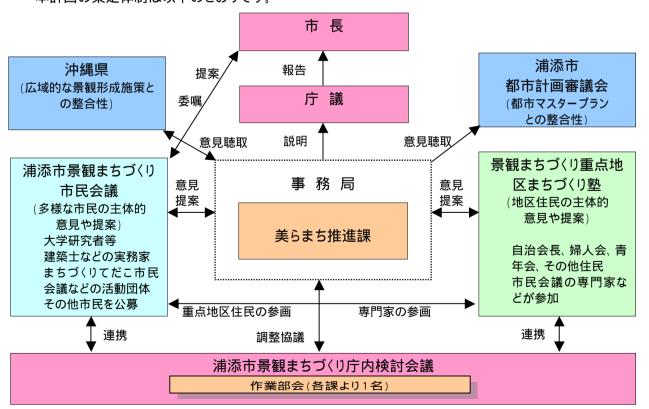
#### (3)策定の経緯

本計画の策定にあたっては、広く市民等の意見を反映させるため、以下の検討組織の設置や意見交換会を実施し、協働による景観まちづくりの検討を重ねてきました。

取組	概    要
知事の承認を得て景観行政団	平成 18 年 8 月 29 日 沖縄県知事同意
体となる(平成 18 年 10 月 4日)	平成 18 年 8 月 31 日 景観行政団体となる告示
浦添市景観まちづくり市民会議	本市の景観まちづくりに関心のある一般市民と専門家で構成され、景観計
(平成 18 年8月~平成 19 年5月)	画の案づくりをワークショップ及び検討会方式で行う。
仲間地区まちづくり塾	仲間地区住民と協働で、行為の制限に関する具体のルールづくりを行う。
(平成 18 年 10 月~平成 19 年 5月)	
関係団体意見交換会	景観計画に密接に関わる沖縄県建築士会浦添・西原支部と意見交換会を
(平成 19 年4月~5月)	行う。
素案の公告縦覧	景観計画素案を市役所庁舎内及びインターネット上で公開し、広く一般市
(平成 19 年4月~5月)	民、県民等の意見を聴取する。
都市計画審議会	浦添市都市計画審議会に諮り、意見聴取を行う。
(平成 19 年 5月)	
計画の告示と条例の施行	「浦添市景観まちづ〈り計画」の告示と「浦添市景観まちづ〈り条例」を施行
(平成 19 年7月1日)	する。
計画と条例に基づく行為の届出	「浦添市景観まちづくり計画」と「浦添市景観まちづくり条例」に基づく行為の
(平成 20 年1月4日)	届出が始まる。
変更計画の公告縦覧	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案を市役所庁舎内及びインターネット
(平成 19 年 11 月~12 月)	上で公開し、広〈一般市民、県民等の意見を聴取する。
浦添市景観まちづくり審議会	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案についての諮問、意見聴取を行う。
(平成 19 年 12 月 26 日)	
浦添市議会	浦添市議会に仲間重点地区を指定を盛り込んだ浦添市景観まちづくり条例
(平成 20 年 3 月)	の追加・変更(案)を上程。
計画の告示と条例の施行	浦添市全域を対象に仲間重点地区を組み込んだ「浦添市景観まちづくり計
(平成 20 年7月予定)	画」の告示と「浦添市景観まちづ⟨り条例」の施行を行い、重点地区の行為
	の制限を始める。

#### (4)策定の体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。



#### 3.計画の体系

【景観計画区域】第8条2項1号) 【良好な景観まちづくりの方針】(第8条2項2号) 【理念·目標】 / 【目標の姿】 /及び【目標基準】 【区域】 【基本方針】 【基本的な景観の構成】 第3次浦添市総合計画 (将来像:てだこの都市・浦添) 1. 緑の両翼 <関連計画> 骨格別 【目標の姿】 浦添市都市マスタープラン 景観まちづ 浦添市緑の基本計画 など 2.水・緑の大循環 【目標基準】 協働の くりの方針 3. 歴史文化のよりどころ 景観まちづ 景観計 くりの方針 4. 都市を貫(軸線 画区域 1. 伝統集落地区 = 類型別 浦添市景観計画の理念 1.市民· 浦添市 景観まちづ てだこ市民による 2. 住宅市街地地区 地域住民 【目標の姿】 ウラオソイ風景づくり 全域 くりの方針 の取り組 3.区画整理·開発団地地区 (地先公 【目標基準】 みの方針

2. 事業者

の取り組

みの方針

3. 行政の

取り組み

の方針

手

だ

て

目標

てだこ市民が率先して取 り組む協働の景観まちづ てだこまちの緑と水辺と 微地形を活かした景観ま ちづくり

てだこ市民の心を結ぶ歴 史文化の薫る景観まちづ

てだこまちの活力と国際 性を活かした景観まちづく

#### 本市景観の特性と課題

#### 【特性】

断層によってつくられた微地 形と眺望点 琉球王統発祥の地 新旧の〈らしの多様な表情

#### 【課題】

協働の景観まちづくりの推進 水・緑の骨格の保全・再生 歴史文化のよりどころの保 全·再生 幹線の景観形成 日常のくらしの景観づくり

重点地区の景観づくり など

# X 市

有水面

を含む)

# 条 第

#### 方針 法に基 づく取 実 り組み 現 0

自主的

取り組

み

景観法の活用 行為の制限、景観重要建造物・樹木・公共施設、景観協議会・景観協定・景観整備機構

都市計画法の活用

景観まちづくり市民会議

1. 景観重要建造物の指定の方

2. 景観重要樹木の指定の方針

針(第8条2項4号)

(第8条2項4号)

4. 商業·業務地区

5. 工業·流通地区

1. 仲間重点地区

2. 今後の重点地区

6. 跡地利用·新規開発地区

7. 市街化調整区域地区

景観地区、風致地区、地区計画 緑地保全地区、特定用途制限など

「第3次浦添市総合計画」

「浦添市緑の基本計画」

「浦添市都市マスタープラン」

建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法河川法、海岸法、港湾法、道路法 文化財保護法、農地法、環境基本法など

庁内関連部局との整合・連携 県・国との連携強化

「沖縄振興計画」

【景観まちづくりの基準等】

及び

及び

【地区まちづ

くりの精

神】、【地区

まちづくりの

将来像】及 び【目標基

【行為の届出】

大規模行

為につい

ては届出

行為の 届出

「沖縄県都市マスタープラン」

その他既存法の活用

- 「沖縄県広域緑地計画」
- 「美ら島沖縄風景づくりガイドプラン」

庁内連絡会議

「港湾計画」など

(第8条2項 3号)

【行為の制限♪、

建築物 工作物の 位置、形 態、意匠、 素材、敷

開発行 為など

等の形態

柵、塀など

開発行 為など

意匠、垣、

地の緑化・

垣·冊·塀

など

#### <展開期>

【実現のプロセス】

<初動期>

地域の良さや改 善点を発見する

景観まちづくり

身近なことから

など

を意識する

実践する

身近な取り組み を継続する

協働の取り組み に広げる

地域に根ざした 景観まちづくり を展開する

など

<充実期>

協働の景観まち づくりを日常化 する

精神的充足感 を実感できる

新たな初動期に 向けた取り組み につなげる

など

景観まちづくり活動への支援等 <全市的な取り組み>

審議会

重点地区景

観まちづく

りの方針

その他の

表彰・助成(まちづくりプラン賞など)

< 重点地区・景観協定地区等での取り組み > 景観形成への助成(金銭的、物的) 景観まちづくり活動への支援(技術、人) 協働の景観まちづくり事業(リーディング事業、モデ ル事業、公共事業の指針、ガイトラインづくり等)

その他、土地利用、環境、観光、文化 財等の計画

アドバイザー制度等

6

#### 第2章 浦添の景観特性と課題(現況編)

#### 1. 景観の捉え方

景観とは、都市や地域を構成する自然、建築物・工作物などの物的環境についての空間あるいは見え方、 感じ方と捉えられます。

この見え方、感じ方は、「対象」と「観る者」の相互作用であり、単に視覚的な事象に止まらず、観る者のその時の気分や環境としての気候、匂い、音、肌ざわり(例えば歩道や広場の舗装材等)などと密接に関連しています。このように、景観の形成は、人間の知覚全体で把握する空間あるいは場の整備を対象としています。

また、景観は、区切られ独立した空間あるいは場、及び時間を対象としつつも、そこに都市及び地域全体の形態・活動・時間(歴史)の脈絡の中に位置づけられています。すなわち、景観は、都市や地域の規模、そこで繰り広げられる諸活動や市民生活のスタイル、長年にわたって培われた歴史、文化の蓄積を反映しているといえます。こうしたことから、景観の形成は、その都市・地域の固有な表現としての性格をもちます。

このように、景観のもつ性格が多様で総合的であることから、今後、良好な景観の形成に際しては、以下の諸点に留意しながら進めていきます。

#### (1)多元的な対応

現代社会は多様な価値観をもつ市民で成り立っています。ある人が「好き」と評価しても、別の人は「きらい」と評価する場合が決して少なくありません。景観形成施策においては、こうした評価の違いが必然的なものになります。こうした中にあって、景観形成施策を進めていくためには、協働の景観まちづくりの観点から評価の違いを相互に十分議論し、洗練された理解を深め工夫に努める必要があります。

#### (2)原点と展開理論の明快化

一方、浦添市の景観は「ここから始まる」といった、原点となる景観は存在しています。これだけは大切にしていく必要があるといった景観を明確に評価していくべきです。こうした景観は、本計画においては、「骨格別景観まちづくりの方針」に掲げられている景観要素といえます。

#### (3)夢の重視

景観形成の理論は、しばしば過去と現状の将来への保全に偏りがちです。もちろん良好な景観資源の 保全は当然のこととして重視していかなければなりません。しかしながら、こうした良好な資源も、過去に おいては極めて周辺と異質で、当時としては初めて見るような新しい要素であったかもしれません。現在 進める景観まちづくりは、将来に向けた新しい良好な資源の創造という観点も重視しながら取り組む必要 があります。

#### 2. 浦添の景観の変遷

本市のかつての豊かな風景について、以下の記述資料があります。「浦添市はかつて、山青く水清い、平和郷であった。そこでは、毎年闘牛が行われ、綱引き、棒術、獅子舞い等の民俗行事も盛んで豊かな自然環境は私たち先祖の生活を営々とはぐくみ、育ててきた。」(「写真にみる浦添のあゆみ」)



城間の闘牛大会(昭和30年代)

#### (1)琉球王都を生んだ浦添

浦添の歴史は古く、沖縄歴史上、最初に王統が確立した地域として知られています。12 世紀には歴史の表舞台に登場し、伊祖城跡から東方の浦添城跡にいたる丘陵地帯を中心地に、1187 年から1406年までの220年間にわたり舜天、英祖、察度の三王統により、政治、経済、文化の中心地として富み栄えていました。その後、王都が首里に移ってからも浦添グスクの麓に間切り番所が置かれ地域の中心的な地となり、浦添出身の尚寧が第二尚氏第七代国王に即位するなど、首里王府とのつながりは続きます。



近世期後半の牧港津口付近(1854年)

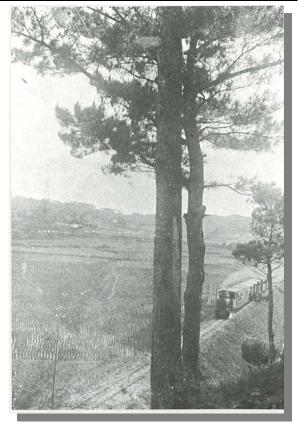
#### (2)昭和初期~戦前

#### <農村の風景>

本市のかつての豊かな田園風景について、以下の記述資料があります。「王都が首里に移った後は、平和で静かな純農村社会へ移行し、戦前までサトウキビづくり、イモや野菜づくりの盛んな地域として知られていた。美しい自然環境の中に人々の暮らしがあり、今日では想像できないような、古きよき時代の浦添がそこにはあった。」(「写真にみる浦添のあゆみ」)

#### <集落の風景>

本市の戦前の集落の風景について、以下の記述資料があります。「戸を開け放して、蚊張の中でクバ扇を使いながら寝返りをうつと、満天の星空が見え、馬車挽(バシャムチャー)のナークニーが聞こえて来たりした。緑豊かな屋敷林に囲まれた村のたたずまい、その緑の村(字)を結ぶ道は並松(ナンマチ)と呼ばれる美しい松並木の大木が連なっ

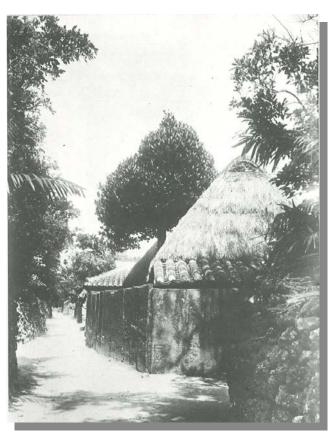


軽便鉄道が牧港付近の田園地帯を走る(昭和10年代)

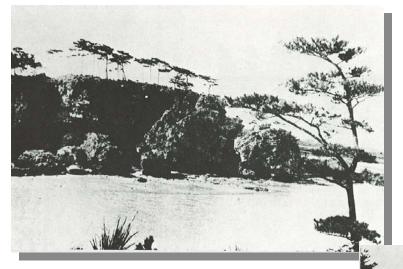
ていた。浦添街道(県道 153 号線)や仲間ー当山の街路樹は大正初期までに消滅したが、県道(現国道 58 号)の並松は戦前まで残っていた。村は村屋(ムラヤー)を中心におき、東西南北の道で区画され、要所には防火用の溜池があり、各屋敷はほとんど石垣で囲われ、その中に屋敷林があり、建物の大部分は茅葺で少数の瓦葺・竹茅葺があり、屋敷内にはミカン・バナナ・パパイヤ等が豊かな実りをみせていた。・・・」(「写真にみる浦添のあゆみ」)

#### <入江の風景>

牧港入江は、本市の東部から北に流れる牧港川の河口部にあり、12~13世紀頃は海外貿易港として栄えていました。また、地名の牧港は「為朝伝説」に由来するところでもあり、周辺には「テラブ洞」等の資源もあります。入江付近は、4~20m程の琉球石灰岩の丘が立ち並び、その風景は中頭郡でも名所の一つに数えられ、入江付近の写真は絵はがきとして販売される程であり、戦前まで美しい入江の風景でした。(戦後は、米軍道1号建設や埋立、建物の建設等により、昔の面影は薄れている)



屋敷林・石垣、茅葺、赤瓦葺等が見える小湾集落 (昭和 15年)



写真は絵はがきとして販売(昭和9年)

国頭街道の要所でもあった 牧港橋を往来する荷馬車と 入江風景 (昭和2年)

#### (3)戦後~本土復帰~現在

#### <住宅地の変容>

激戦地のひとつであった浦添では、緑豊かな集落や歴史文化遺産、自然等の資源は破壊されました。人々は収容所のテント生活から、2×4(ツーバイ・フォー)の骨組み住宅資材、屋根はテントまたは茅葺きの戦災復興住宅が規格住宅として配布されました。昭和25年には木造瓦葺きで12.5坪が標準となる建物が復興金融基金によって融資されるようになりました。

このように、戦後の住宅は、テント→規格屋→復興金融基金住宅と進み、昭和 40 年代からコンクリート建築全盛の時代へと移行した。また、かつての石垣からコンクリートブロック塀、木造瓦葺きからRC造が主流となり、集落景観の変容もみられます。



戦後、いち早く復興した屋富祖通りには映画館、銀行、商店が建ち並び、基地労働者の下宿人も昭和31年頃から増えた。(昭和36年)



浦添グスクの麓に広がる住宅地区(昭和43年頃)



浦添グスクの麓に広がる住宅市街地。背後の緑の丘陵地にかつて浦添グスクが在った。(平成19年)

#### <公共事業等>

昭和30年代頃から那覇市からの人口流入の影響でスプロール的に都市化が進行し、それに伴い様々な都市問題が顕在化しました。公共事業が本格的に行われるようになったのは、昭和34年の勢理客城門原の埋立工事からで、次第に、市道を中心に一般道路の舗装や側溝等の改良事業が促進され、国道・県道においても舗装や拡幅拡

張等の改修が行われました。昭和 40 年代には、小湾の公有水面埋立着工、小湾川の護岸工事、緑丘団地や茶山団地等の宅地開発等に取り組み、さらに昭和 45 年の市昇格を機会に、浦添ニュータウンや当山ハイツ等の宅地開発や、大平インターチェンジの開通など、社会資本の整備が行われました。

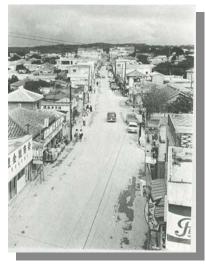
特に本土復帰後の昭和 47 年以降は、本土法の適用を受け、昭和 47 年の那覇広域都市計画区域決定、伊祖区画整理事業の着手、港川公有水面埋立竣工、伊祖メガネトンネル開通、県営・市営住宅、市民会館など、都市基盤の整備を推進してきました。



浦添市をほぼ南北に縦断する国道330号線の施行中(昭和47年)



浦添市をほぼ南北に縦断する国道330号線の現在の状況(平成19年)



昭和 30 年代頃の屋富祖通り



昭和53年の浦添市の航空写真

#### 3. 浦添の景観資源

#### (1)骨格的資源

骨格的資源について、自然、歴史・文化、都市軸、市街地、眺望の5つの視点からまとめました。

#### 1)自然

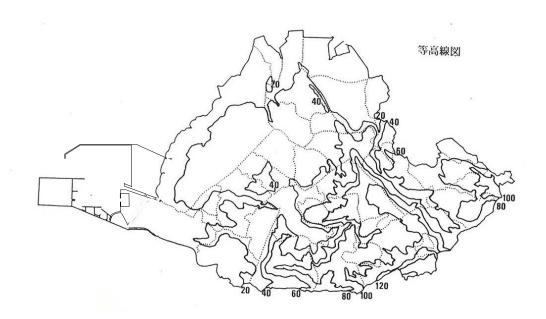
自然系は、地形、自然緑地、生産緑地、海岸線で構成されます。

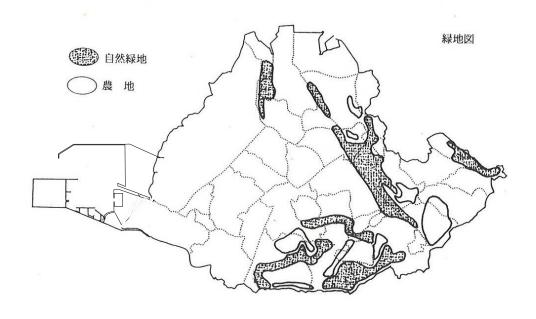
地形は、本市南東部を最高点として概ね北西方向(海岸方向)へ傾斜しています。また断層や河川浸食により地形は極めて変化に富んでいます。

自然緑地は、市街地を取り囲むように、浦添断層崖、丘陵・斜面地に分布しています。

生産緑地は、市東部の市街化調整区域を中心として国道 330 号より東側の一部に残っています。

海岸線は、軍用地が大半を占め、その他は埋立地として港湾、漁業関連施設等として利用されています。また、沿岸はイノー、リーフが発達し、沖縄独特の海岸景観を生み出しています。

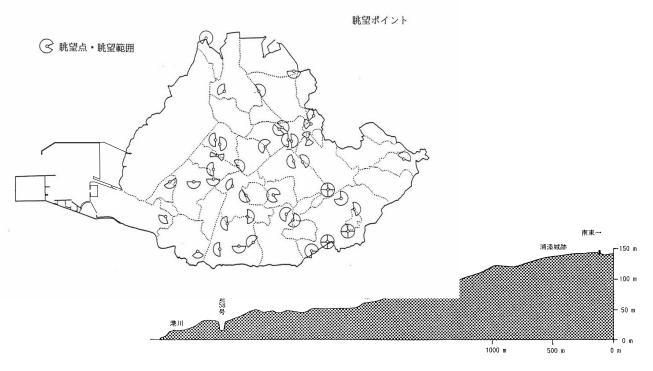




#### ②眺望

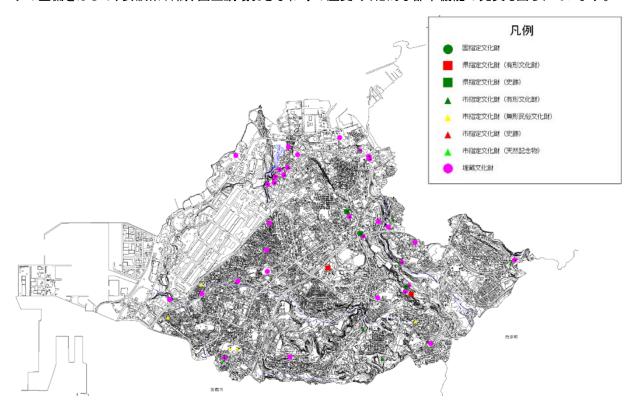
牧港から仲間にかけて延びる浦添断層崖上に多数の眺望点が点在します。その他の眺望点は、国道 330 号を境にして、東側は台地や丘陵地の頂上部並びに斜面地、西側は市街地内の微高地や小丘陵上と性格を異にしています。

全体の地形が、海に向かって傾斜しているため、市内の各所から海への眺望が開けています。



#### ③歴史•文化

伊祖城跡から浦添城跡に至る空間に歴史・文化資源は、数多く点在しています。また、浦添大公園、浦添グスクの整備をはじめ、安波茶石橋、国立劇場おきなわ等の歴史・文化的な都市機能の充実も図られています。

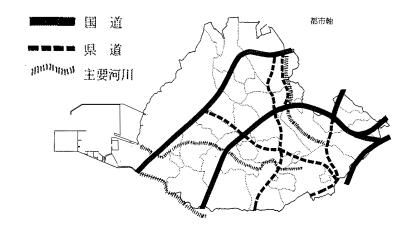


#### 4都市軸

都市軸系は、道路と河川で構成されます。

道路は、広域幹線となる国道 58 号、国道 330 号とそれを補う県道 38 号線、153 号線、241 号線により幹線ネットワークが形成されています。沿道はほとんど宅地化され、国道 58 号、県道 38 号線沿線は、商業・業務機能が集積し、沿道景観を特徴づけています。

河川は、市の北側を牧港川、中央を小湾川、南側を安謝川がそれぞれ北流、西流しています。短い流域にあって、田園地域、市街地を流れ、変化に富んだ河川景観となっていますが、親水性には乏しい状況です。



#### ⑤市街地

市街地系は、住宅地、商業地、工業地、港湾地域、軍用地で構成されます。

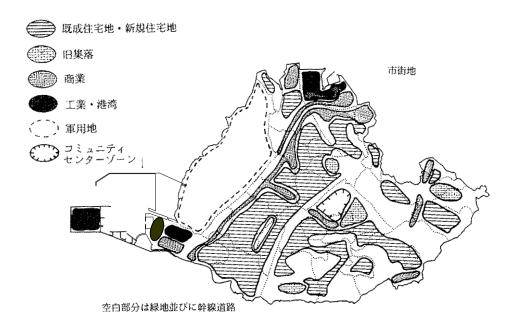
住宅地は南斜面に位置し、旧来の地割を残す集落、戦後すぐに形成された既成住宅地、区画整理等によって新たに形成された住宅地、大規模開発による住宅団地に大別されます。

商業地は、国道 58 号沿道の広域型と県道 38 号線、県道 5 号線及びパイプライン沿道の地域中心型に大別されます。

工業地は、発電所が大きな面積を占め、発電所施設はシティゲート的な役割にもなり、遠方からのランドマークとなっています。

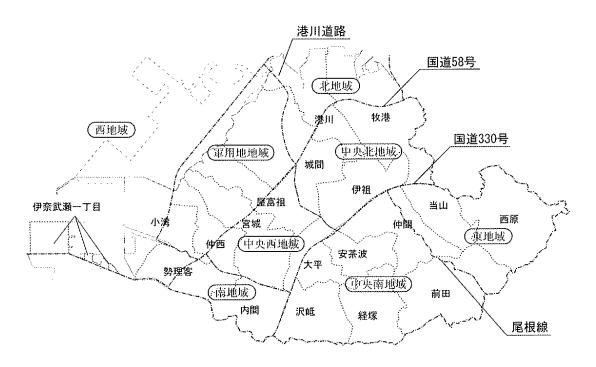
港湾地域は、水際線と一体となる景観であり、海岸部の大半を軍用地が占めている本市にとっては貴重な水辺空間となっています。

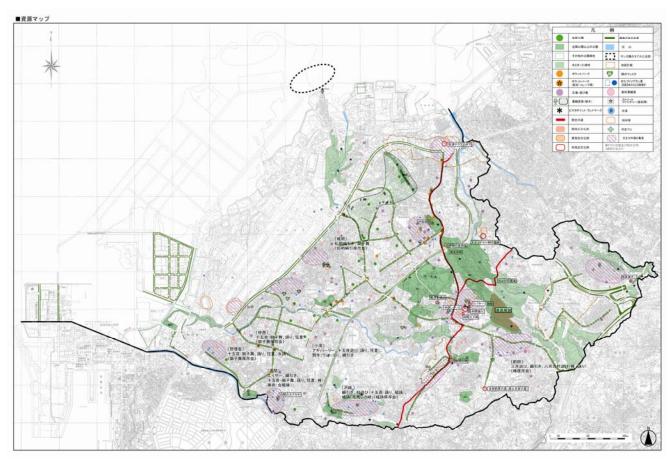
軍用地は、海岸部のかなりの面積を占め、跡地利用計画等、今後の展開が期待されると同時に景観における ウォータフロントとしてのポテンシャルの高い地域でもあります。



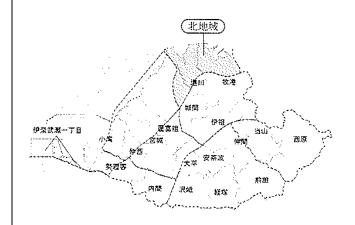
#### (2)地域資源

地域によって景観資源はそれぞれ異なります。ここでは、「浦添市都市マスタープラン」の8地域区分を参考 に、それぞれの地域の資源を示します。





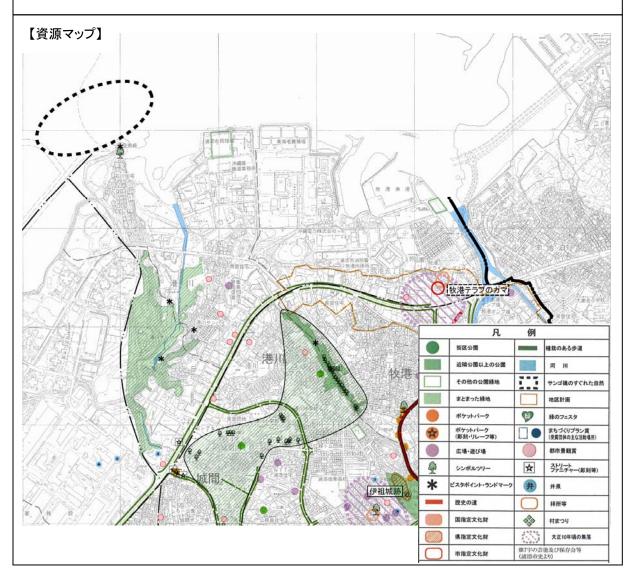
#### 1. 北地域



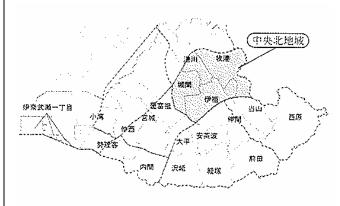
地域を構成する大字 港川、牧港、城間

#### 地域資源

地以貝原	
水•緑	・牧港川、宇地泊川(比屋良川)、シリン川
	・カーミージー、里浜
	・ 河川沿い・河口部の緑地
歴史・文	- 牧港テラブのガマ
化	・各地の御嶽、樋川、拝所
場・コミ	• 牧港自治会事務所
ュニティ	・ 上野自治会館
主な施	・ 国道58号、西海岸道路
設	• 浦添市消防署牧港出張所、沖
nX	縄総合事務局陸運事務所、沖
	縄県自動車税事務所、浦添宜
	野湾漁港
	• 牧港中央病院

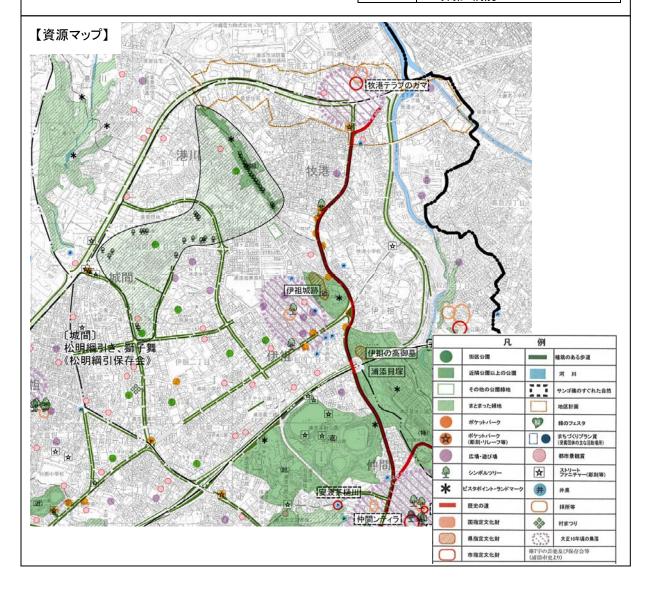


#### 2. 中央北地域

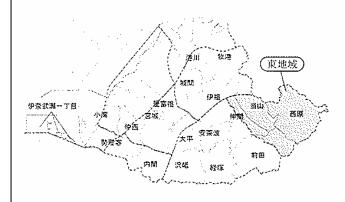


地域を構成する大字 伊祖、牧港、港川、城間、仲間、当山

地域資源	
水∙緑	・牧港川 ・牧港緑地、伊祖公園、浦添大公園、まちなと公園、浦城公園、かんな公園、すみれ公園、ひなぎく公園、すずらん公園
歴史·文 化	<ul><li>伊祖城跡、伊祖の高御墓、浦添貝塚、チジフチャー洞穴遺跡</li><li>各地の御嶽、樋川、拝所</li></ul>
場・コミ ュニティ	<ul> <li>牧港公民館、浅野浦公民館、伊祖公民館、マチナトタウン自治会、安川団地自治会、浦添市街地住宅集会所</li> <li>港川小学校、牧港小学校、浦城小学校、港川中学校</li> </ul>
主な施設	・国道58号、国道330号、パイプライン、学園通り、サンパーク通り ・浦添商業高校、税関牧港出張所、 牧港交番、牧港郵便局、伊祖郵便局、城間郵便局、浦添市民テニスコート ・浦添総合病院、浦添海邦病院、嶺井第3病院



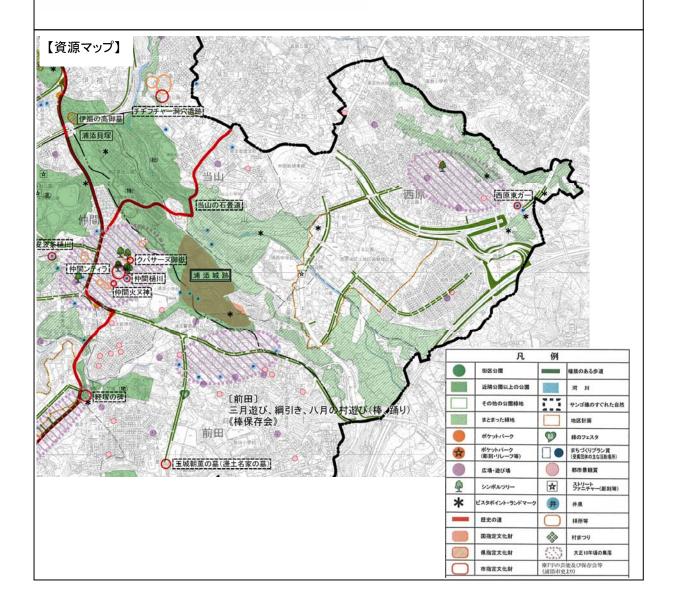
#### 3. 東地域



地域を構成する大字 西原、当山、前田、仲間、伊祖

#### 地域資源

水•緑	· 牧港川、宇地泊川(比屋良川)、河
	川沿い斜面緑地
	<ul><li>浦添大公園、浦添墓地公園</li></ul>
歴史•文	・ 浦添グスク、浦添貝塚、当山の石
化	畳道、西原東ガー
10	・ 各地の御嶽、樋川、拝所
場・コミ	・ 西原公民館、かりゆしセンター、当山
ュニティ	公民館、浦西団地集会所、広栄公
1 / 1	民館
	· 当山小学校、浦西中学校
主な施	・ 国道330号、県道38号線、県道
設	241号線
nx.	・ 浦添看護学校、鏡が丘養護学校、
	西原児童センター、県医療福祉セ
	ンター、浦添消防本部、西原郵便
	局、米国総領事館
	• 嶺井第2病院



#### 4. 中央南地域



地域を構成する大字

安波茶、仲間、前田、経塚、大平、沢岻 伊祖

#### 地域資源

歴史•文

水·緑 小湾川、沢岻川

浦添運動公園、浦添カルチャーパーク、クニ mmike期公園、川がJルデヤーハーク、クーンドーの森公園、前田公園、経塚公園 浦添グスク、浦添貝塚、クバサーヌ御嶽、仲間樋川、仲間ンティラ、仲間火ヌ神、安波茶樋川、経塚の碑、玉城朝薫の墓

化

各地の御嶽、樋川、拝所 浦添市中央公民館、仲間自治会館、安波茶 場・コミ ュニティ 自治会館、前田自治会館、経塚公民館、沢 岻公民館、ニュータウン自治会公民館、茶山 集会所、前田住宅集会所、前田市営住宅集 会所、安波茶市営住宅集会所、浦添グリーンハイツ集会所

浦添小学校、前田小学校、沢岻小学校、浦

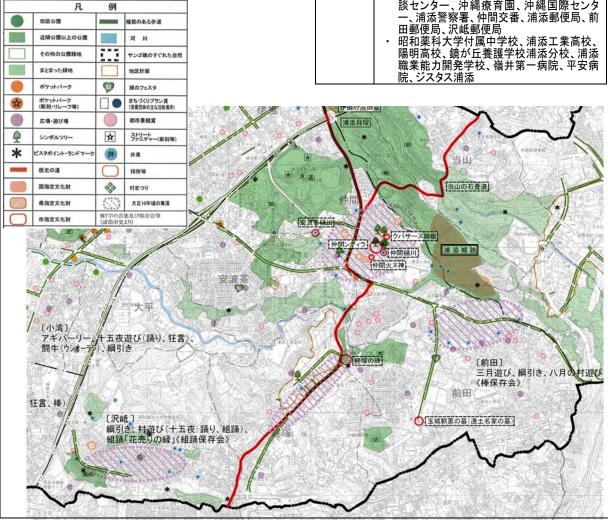
添中学校 前田三月遊び、綱引き、八月村遊び(棒、踊り)、沢岻綱引き、村遊び(十五夜、踊り、組 踊「花売りの縁」

主 な 施 設

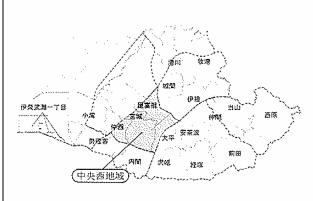
国道330号、県道38号線、県道153号線、 沢岻石嶺線

沢岻石領線 浦添市役所・水道局、市消防本部、てだこホール、市立図書館、浦添美術館、ハーモニーセンター、浦添グスク・ようどれ館、市民体育館・陸上競技場、多目的屋外・屋内運動場、ゲートボール場、特別養護老人ホームありあけの里、市老人福祉センター、市保健相談センター、沖縄療育支番、浦添郵便局、前田郵便局、沢岻郵便局 昭和薬科大学付屋中学校 浦浜工業草坪

#### 【資源マップ】



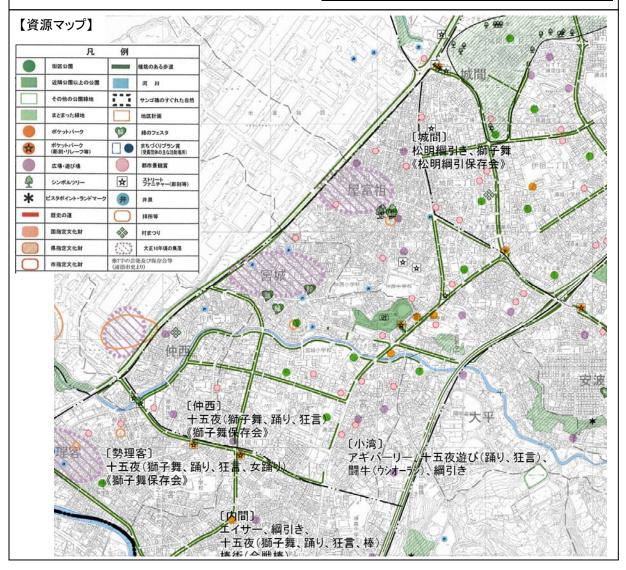
#### 5. 中央西地域

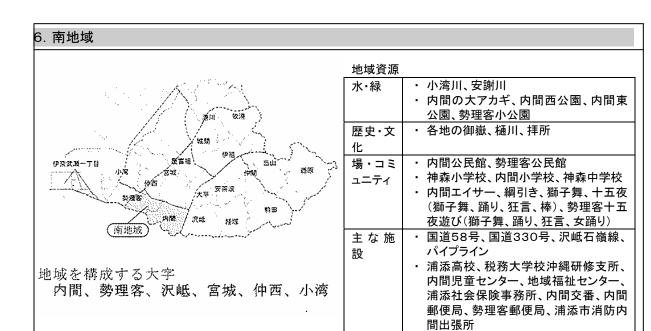


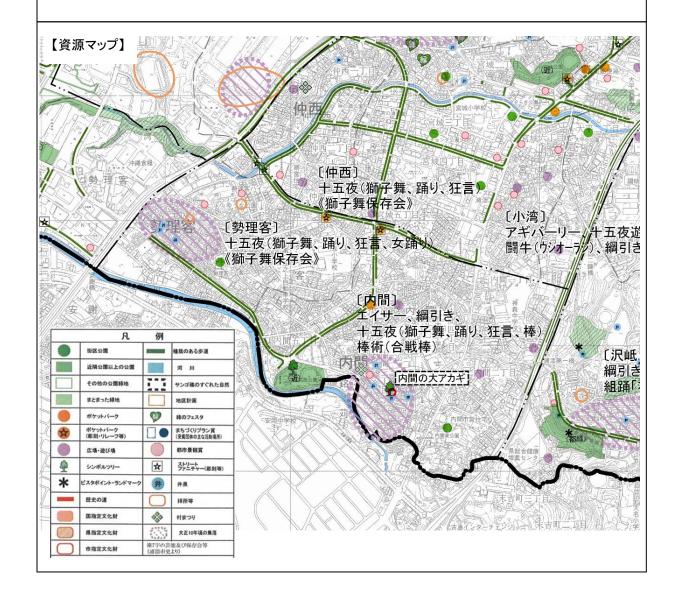
地域を構成する大字 屋富祖、城間、宮城、仲西、大平、沢岻、 内間、勢理客

#### 地域資源

水∙緑	・ 小湾川     ・ 屋富祖大ガジュマル、宮城公園、せせらぎ公園、大平小公園、チョンダ公園
歴史·文 化	・ 各地の御嶽、樋川、拝所
場・コミュニティ	<ul> <li>仲西公民館、宮城公民館、城間公民館、大平公民館、屋富祖公民館、小湾自治会館、神森団地集会所</li> <li>仲西小学校、宮城小学校、仲西中学校</li> <li>城間松明綱引き、獅子舞、仲西十五夜(獅子舞、踊り、狂言)、小湾アギバーリー、十五夜遊び(踊り、狂言)、闘牛、綱引き</li> </ul>
主な施設	国道58号、国道330号、県道38号線(屋富祖大通り)、沢岻石嶺線、パイプライン、     大平養護学校、沖縄高等理容学院、琉球調理師専門学校、沖縄心身障害者職業センター、てだこ学園大学院、宮城ケ原児童センター、沖縄コロニーセンター、サンアビリティ浦添、北那覇税務署、城間交番、屋富祖郵便局、大平郵便局、同仁病院







#### 7. 軍用地地域

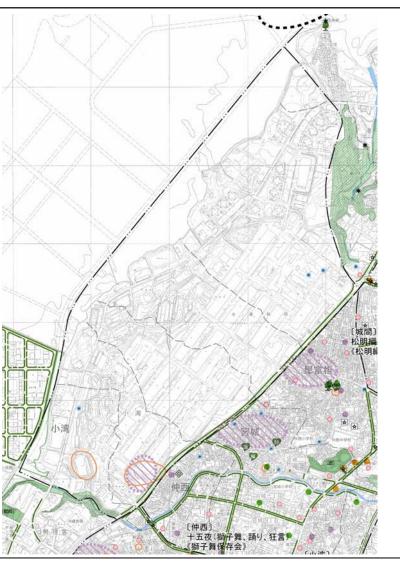


#### 地域資源

心场负标	
水∙緑	・ シリン川、小湾川及び河口部の緑地・ 自然海岸
歴史·文 化	・旧集落跡
場・コミ ュニティ	_
主な施設	・ キャンプキンザー(牧港サービスエリア)

地域を構成する大字 港川、城間、屋富祖、宮城、仲西、小湾





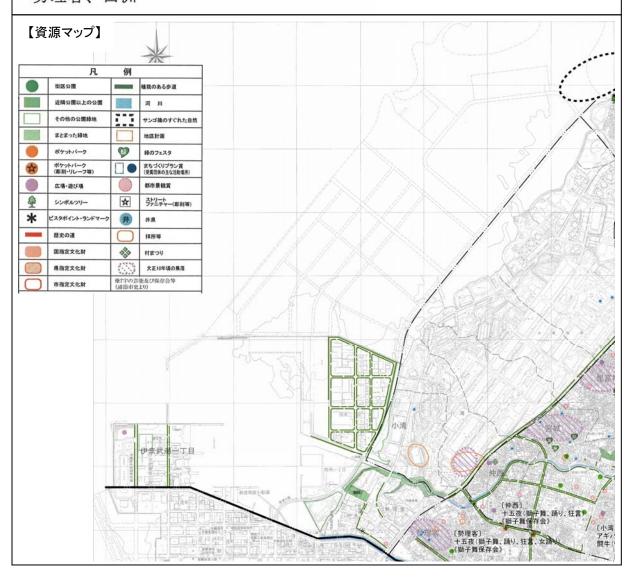
#### 8. 西地域



#### 地域資源

	心头臭灬	
	水∙緑	<ul><li>・ 小湾川及び河口部の緑地</li><li>・ 西海岸ウォーターフロント</li></ul>
	歴史•文 化	_
	場・コミュニティ	_
**	主 な 施 設	・ 那覇工業高校、国立劇場おきなわ、中央卸売市場、波浪海岸観測所、沖縄総合事務局那覇港工事事務所浦添出張所、市クリーンセンター、リサイクルプラザドリーム21、伊奈武瀬球場、浦添市産業振興センター・結の街、NTT

地域を構成する大字 **勢理客、西洲** 



#### 4. 浦添の景観特性と課題の整理

#### (1)景観特性と課題の整理

これまで既存資料等で把握してきた本市の景観資源を参考にしながら、市民会議で現地視察を行いました。視察後、引き続きワークショップ行い、本市の景観特性と課題検討図を作成しました。これらの検討を踏まえて、空間類型ごとに本市の景観特性と課題を整理しました。

#### ■ 空間類型ごとの本市の景観特性と課題

空間類型	特性	課題
1. 緑地	・浦添断層崖、シリン川沿い及び市南部の丘陵地の緑地は、都市域におけて極めて少ない自然緑地で構成され、骨格的なグリーンベルトとなっている。 ・市南東部、小湾川中流域(大平・沢岻)の斜面緑地や河口部の緑地は都市域での貴重な緑地景観となっている。	・都市化の進行により、緑地部分にも開発の手が伸び、年々緑地が減少していく傾向にあり、今後その保全・育成が課題となる。特に、民間墓園や調整区域における土石等の採取などについての対応が課題である。 ・河川・臨海部については、今後の計画の中で緑地部分の確保を図っていく必要がある。
2. 河川·水際 線	・本市には、牧港川、シリン川、小湾川、安謝川の4河川がある。現在市街化が進む中で漸次河川改修が行われている。 ・7~8km に渡る海岸線は、勢理客、牧港地先が港湾、漁港区域として整備され、空寿崎周辺では自然海岸が残り、貴重な親水空間となっている。しかし、大半は軍用地の立地により閉ざされている。今後、海岸域での良好な景観形成と親水性の確保が期待される。・臨海部は、本市総合計画のプロジェクトVの1つであるマントピア浪漫プランに位置づけられた地域であり、今後海を活かした文化と活力ある都市として整備が期待されている。	<ul> <li>・都市における水辺空間は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、街並みを印象づける要素として大変貴重であり、河川・水際線はその一翼を担う資源として親水性や水辺景観に充分配慮した整備を行う必要がある。・河川は、道路とともに都市内において数少ない通景を確保する資源であり、そうした面に配慮した景観形成を図っていく必要がある。</li> <li>・本県の特性である海岸景観に配慮し、市民や来訪者に親しまれる海浜空間を創出していく必要がある。</li> </ul>
3. 歴 史·文 化·交流	・伊祖城跡から浦添城跡にかけての一帯は、先史時代から古琉球にいたるまでの貴重な遺跡が数多く分布する地域で、なかでも伊祖城跡は英祖王の出生地、浦添城跡は舜天一英祖一察度の三王統の居城であり、それぞれ琉球王統発祥のゆかりの地として特筆されるものである。 ・この他、歴史的資源としては、為朝伝説由来の地である牧港テラブのガマや王府時代の官道にあたる宿次のみち(石橋や石畳道が一部で残存)、かつての集落と密接なかかわりのあった湧泉等が市内各所に点在している。 ・市役所から市民会館、浦添運動公園にかけての一帯は、行政・文化・ふれあい空間の拠点地形成が進められており、シビックセンターとして一層充実していくものと思われる。	<ul> <li>・伊祖城跡から浦添城跡にかけては、公園整備が進められており、今後ともその歴史性に配慮しながら整備していく必要がある。特に建物の色の統一を図る必要がある。</li> <li>・市内に点在する歴史的資源は、今後市街地形成の進行する中で大切に保全し、散策路の整備によるネットワーク化等有効的に活用していく必要がある。</li> <li>・市民や県民のふれあいの場となるコミュニティセンターゾーンは、周辺市街地との連絡に配慮し、個性豊かな空間として整備していく必要がある。</li> </ul>
4. 道路軸	・本市の骨格的な道路ネッワークは、主要幹線道路となる国道 58 号、330 号と幹線道路となる県道 241 号線、38 号線、153 号線で構成される。この他、西海岸道路や都市内を結ぶ幹線的な都市計画街路が計画され、都市内環状線が構築されつつある。・これらの道路軸には、それぞれの沿道で特色ある街路景観がみられ、国道 58 号沿道では、商業・業務地と基地景観、国道 330 号沿道では、地形を分断する形で建設されたということもあって、地形的に変化に富んだ沿道景観となっている。また、県道レベルでは、38 号線、153 号線とも商業地から住宅地への移り変わる景観とともに、国道 330 号より東側では海への眺望も開けている。	<ul> <li>・幹線道路は、外来者に対して最初に浦添らしさを 印象づける大切な地点となる。したがって、市の 境界付近では、シティゲートとしてのイメージアップが必要であり、また、沿道の不揃いな建物形状や色彩、看板、ネオン等は工夫が必要である。</li> <li>・うるおいと親しみのもてる道は、市民生活においても、来訪者にとっても重要であり、そうした視点より道づくりを進める必要がある。</li> <li>・生活道路は、急速に市街化が進行したこともあって、未整備地域もかなり残している。</li> </ul>

		T
5. 伝統集落地	・南斜面地に位置し、背後に緑地(クサティ森)を擁する 集落の立地形態は、沖縄における伝統的な集落の 典型である。本市にあっても伊祖、仲間、前田、沢 岻、西原にはこうした沖縄の原風景とも言える集落形 態が現在でも残っている。	・生活環境の向上を図りつつ、建物の統一感などにより、伝統的な集落景観を保全していく必要がある。 ・集落背後の緑地は、古い集落景観の重要な構成要素の1つであり、保全・育成を図っていく必要がある。
6. 住宅市街地	・国道 330 号を境に大きく2つのタイプに分類される。北西側は、基地化・都市化の影響を最初に受け、都市基盤整備が行われる前にスプロール的に宅地化が進行し、道路網等が無秩序で密集住宅地となっている。南東側は、40 年代以降の住宅団地の開発によって形成された住宅地である。 ・一部地域では、建築協定等による住民自らの手によるまちづくりも行われている。	<ul> <li>・密集地域でのオープンスペースの確保、安全で 快適な道づくり等により良好な沿道景観及び居 住空間を創出していく必要がある。</li> <li>・面的整備を推進するにあたっては、緑化協定や 建築協定等協定締結を積極的に指導・助言す ることにより、住民参加の景観形成に資する必 要がある。</li> </ul>
7. 新市街地	・城間・伊祖、大宮、西原など区画整理完了地区と、浦 添南第1や浦添南第2の進行中或いは予定地域の2 つに大きく分類される。前者の地域では、オープンス ペースの確保や街路樹、各家々での緑化等により良 好な居住環境が整備されつつある。後者の地域で は、自然緑地もかなり残っており、こうした資源を活 かした居住環境の整備が期待される。	・新しいまちが形成されていくあるいはこれから形成されるところであり、個々の地域特性や新たなコミュニティの求心性を活かしながら景観形成を図っていく必要がある。 ・面的整備を推進するにあたっては、緑化協定や建築協定等協定締結を積極的に指導・助言することにより、住民参加の景観形成に資する必要がある。
8. 商業業務地	・国道58号沿道は、勢理客、牧港付近で本社機能を有する業務地が集積している。 ・屋富祖商店街は、戦後基地の立地とともに形成され、長年本市の中心商店街の役割を果たしてきた。しかし、近年街路狭小に加え、他地域での大型店舗が進出し、商業機能は低下している。 ・パイプラインは、近隣商業地域として地域住民の買物空間の整備が漸次進行し、北側の地域では整然とした街並が形成されつつある。 ・西原一帯では、隣接する宜野湾市と連担し、市内外の商業サービスにおいて重要な役割が期待される。 ・安波茶付近は、市役所をはじめ消防署、中央公民館等市の行政・文化施設が集積し、行政センターとなっている。北西斜面地に立地していることもあって海への眺望が開けている。	<ul> <li>・国道 58 号沿道では、商業系、工業系が混在して立地しており、土地利用の適正化を図っていく中で、色彩や形状、看板、ネオン等を景観上調和のとれたものとしていく必要がある。</li> <li>・屋富祖商店街は、その再活性化を図るため、ゆとりのある買物環境を創出していく必要がある。</li> <li>・パイプラインは、今後地域の新しい商業空間として、地域特性を活かした個性ある沿道景観を創出していく必要がある。</li> <li>・西原一帯は、境界線領域において市内外の新しい商業空間としての機能がきたいされる。</li> <li>・市役所を中心とする行政センター一帯の空間は、今後とも市民にとって親しみのある空間とするために周辺一帯の整備を推進していく必要がある。</li> </ul>
9.工業•流通地	<ul> <li>・牧港に立地する電力会社は、沿岸部分のかなりの面積を占めるとともに、施設は同地域のランドマーク並びに市北部のシティゲート的なものとなっている。</li> <li>・また、那覇港浦添ふ頭地域は、一大流通拠点の整備がなされている。</li> <li>・牧港の漁港区域と那覇港浦添ふ頭域があり、大規模な埋立計画も漸次進められ、一大港湾地域の形成が目指されている。</li> </ul>	<ul> <li>・電力会社の諸施設は見た目にも望ましい景観とは言えず、色彩の工夫や緑化等による修景を図っていく必要がある。</li> <li>・今後整備される流通拠点については、景観に十分配慮した施設整備を図っていく必要がある。</li> <li>・市民にとっては、貴重な水辺空間であるにもかかわらず、従来の港湾にみられる閉鎖的で近寄り難い空間となっており、今後、オープンスペースの確保、親水空間の創出、緑化の推進等により市民にとって親しみやすく、気軽に出入り出来る港湾空間を創出していく必要がある。</li> </ul>
10.軍用地	・本市の海岸部の大半を占める軍用地は、これまで金網越しに軍用施設と景観上好ましくない状況にあったが、国道 58 号沿道で緑化により修景が図られている。また、海岸部では高層の住宅団地が建設されており、新たな景観が形成されている。	・軍用地については、今後本市の良好な景観形成に資するよう、基地内の遺構も含めて、協働で跡地利用計画を進めていく必要がある。

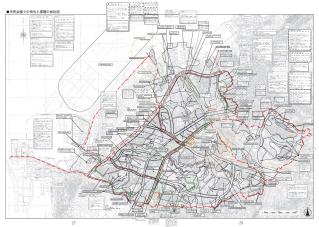
#### (2)特性と課題を踏まえて

本市はこれまで、市独自の取り組みにより市民との協働による景観行政を実践することで、大きな実績を 積み重ねてきました。しかしながら一方で、本市の景観特性・課題が必ずしも市民や事業者ひとり一人に広 く認知され、理解されるまでには至っていないことも事実です。

斜面地開発による緑地の喪失や、沿道景観の不統一、歴史的集落地区での歴史的地区になじまない形態や落ち着きのない色彩の出現などが現在も進行している状況を見ると、うなずけることです。

このことは、これまで景観行政を進めていくにあたって、法的な環境が十分でなかったことも大きな要因となっていました。したがって、平成 17 年に景観法が全面施行されたことに伴い、本市は県内でもいち早く景観行政団体となりました。

法の後ろ盾を得ながら、協働により景観形成の体系や実現のしくみを構築するとともに、景観まちづくりを 支える市条例を制定し、これまで取り組んできた協働の景観まちづくりをより強力に押し進めていくために、 以下では本市の景観まちづくりの方針及び基準等を取りまとめることとします。



#### 第3章 景観まちづくりの方針及び基準(計画編)

#### 1. 理念・目標

(1)理 念

#### 【理 念】 てだこ市民による ウラオソイ風景づくり

「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の「英祖王」を太陽の子、「てだこ」と敬称したことに由来します。また、「ウラオソイ」の表現ですが、浦添は、古くは「うらおそい」と呼ばれていました。これは、「浦々を襲う」からきた支配の中心地という意味です。琉球王国は中世に浦添で生まれ、その後王都は首里に移りましたが、尚寧王の道※にみるように、浦添と首里はその後も強い結びつきがあります。

本基本計画は、このような歴史的背景をもつ"てだこ市民"が主役となって、過去から学び、現状を見つめ、未来を見極め、内外に誇りうる"ウラオソイ"の風景を創造していくこととします。

※尚寧王の道:俗称である。第二尚氏七代尚寧は浦添から首里に行って王になったので、浦添の社寺参拝のため、首里城と 浦添城を結ぶ区間を石畳道として大改修し 1597 年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。この 道はその後「国頭・中頭方西海道」に取り込まれたが、俗称としてパンフなどで活用している。

#### (2)目標

理念の実現にむけて以下の4つの目標を掲げました。

#### 【目標-1】 てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり

全てのてだこ市民が意識を高め、主役となり、より良い協働の景観まちづくりに取り組みます。

#### 【目標-2】 てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり

ウラオソイ風景の骨格基盤となる緑と水と微地形を活かした景観まちづくりに取り組みます。

#### 【目標-3】 てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり

てだこ市民としての誇りや市民意識が共有できるよう、歴史文化の薫る景観まちづくりに取り組みます。

#### 【目標-4】 てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

同時に、内外との交流により栄えてきたてだこまちの活力を継承するため、新たな交流や国際性 を活かした景観まちづくりに取り組みます。

#### (3)段階的な景観まちづくり

てだこ市民によるウラオソイ風景づくりは、一日で実現できるものではなく地道な取り組みの蓄積が求められます。このため、良好な景観まちづくりの推進にあたっては、概ね以下の3つの段階に分けて、取り組みのイメージを共有化することが大切と思われます。

#### ①【初動期】

- ○景観まちづくりを意識する
- 〇地域の良さや改善点を発見する
- 〇身近なことから実践する など

初動期においては、身近の地域の良さや改善すべき点を日常生活の中で気づき、再発見することを通して、景観まちづくりの大切さや必要性、目指す方向などへの理解を深めていくことが求められており、このような意識を持つことによって、身の回りの整理整頓やよりよい景観づくりへの身近な行動・実践が具体的に行われていくものと期待されます。

#### ②【展開期】

- ○身近な取り組みを継続する
- ○協働の取り組みに広げる
- 〇地域に根ざした景観まちづくりを展開する など

次の展開期では、身近な取り組みを継続していくことを通して、地域や市域などのより広いエリアで協働の実践活動につなげていくことが望まれます。景観まちづくりの実践活動を通して得られたひとり一人の誇りと自信が協働の取り組みに展開する段階といえます。その際には、地域の特性に根ざした共通の景観イメージをみんなで話し合い共有することが大切です。

#### ③【充実期】

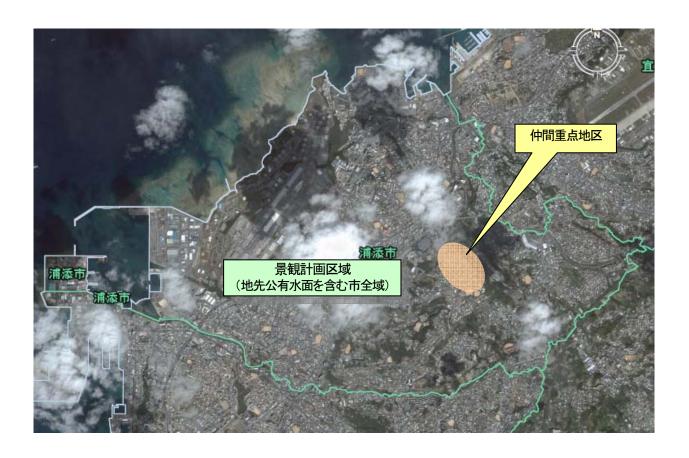
- ○協働の景観まちづくりを日常化する
- 〇精神的充足感を実感できる
- ○新たな初動期に向けた取り組みにつなげる など

充実期においては、協働の景観まちづくりがあたりまえのように日常化している状態であり、地域住民や市民の景観に対する目配りやバランス感覚などが成熟している段階といえます。その段階においては、地域住民や市民等は周辺の景観や環境から精神的充足感を享受することになり、このことは自分たちの次の世代にも良い影響を与えてくれます。同時に、この状況が停滞しないよう、常に新陳代謝の視点をもち、新たな初動期に向けた取り組みにつなげていく必要があります。

#### 2. 景観計画の区域(法第8条第2項第1号)

景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、「市全域(地先公有水面を含む)」とします。 また、浦添市景観まちづくり条例第 10 条に規定する浦添市景観まちづくり重点地区は、「仲間重点地区」の 約19ha とします。

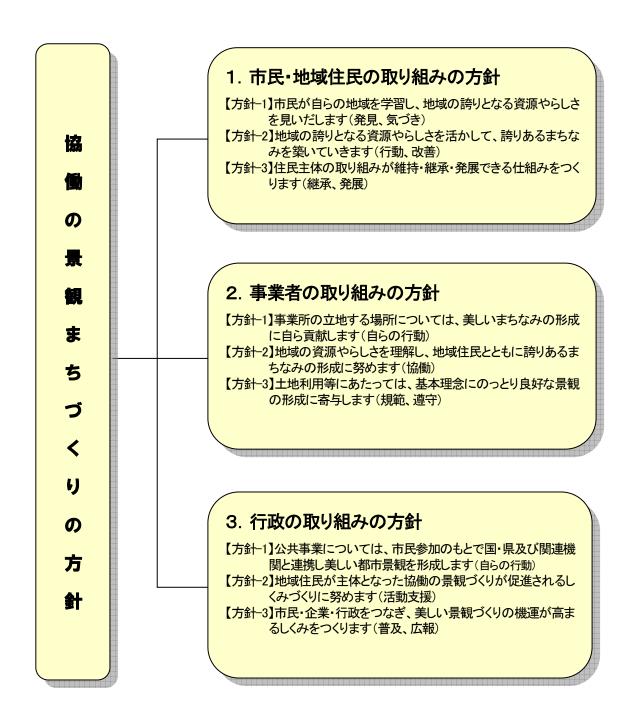
なお、重点地区についてはより即地的で先導的な地区となることから、仲間重点地区の区域、方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項については、市全域を述べた後に、まとめて提示することにします。



#### 3. 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)

景観計画区域(市全域)に係る良好な景観形成に関する方針について、計画の理念・目標に基づき次のとおり 定めます。

#### (1)協働の景観まちづくりの方針



#### ① 市民・地域住民の取組みの方針

#### 1. 市民・地域住民の取り組みの方針

#### 方針-1 市民が自らの地域を学習し、地域の誇りとなる資源やらしさを見いだします(発見、気づき)

・西原自治会、港川自治会、仲間自治会、茶山団地自治会等での地区歩き学習会の取り組み など

#### 方針-2 地域の誇りとなる資源やらしさを活かして、誇りあるまちなみを築いていきます(行動、改善)

・西原アガリモウ公園、港川亀瀬、牧港壁画、宮城スージグァー、勢理客シーサー通りでの取り組み など

#### 方針-3 住民主体の取り組みが維持・継承・発展できる仕組みをつくります(継承、発展)

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、 美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など



西原のアガリモウ公園



港川自治会の取り組み



宮城のスージグヮ―



西原のアガリモウ公園



牧港の壁画



シーサー通り

#### ② 事業者の取り組みの方針

#### 2. 事業者の取り組みの方針

<u>方針−1</u> 事業所の立地する場所については、美しいまちなみの形成に自ら貢献します(自らの行動) ・民地の公開空地・ベンチ等の提供例、敷地・塀の緑化 など

<u>方針−2</u> 地域の資源やらしさを理解し、地域住民とともに誇りあるまちなみの形成に努めます(協働) ・美らまちサポーター制度を活用した植裁帯の管理、公園の管理 など

方針-3 土地利用等にあたっては、基本理念にのっとり良好な景観の形成に寄与します(規範、遵守)

・景観計画・基準の遵守、地域らしさに配慮し地域らしさを牽引していく新たな景観の創出 など



道路境界の敷地の緑化



事業者と地域住民との緑化活動



植栽帯の管理



敷地境界のオープン化

#### ③ 行政の取り組みの方針

#### 3. 行政の取り組みの方針

## <u>方針-1</u> 公共事業については、市民参加のもとで国・県及び関連機関と連携し美しい都市景観を形成します(自らの行動)

・道路、公園、河川、港湾、海岸、学校、その他の公共施設 など

#### 方針−2 地域住民が主体となった協働の景観づくりが促進されるしくみづくりに努めます(活動支援)

・まちづくりプラン賞、生垣設置・壁面緑化樹木配布、浦添市公園愛護活動、花と緑のまちづくりフェスタ、美らまちサポーター制度、景観アドバイザー制度、景観形成事業 など

#### 方針-3 市民・企業・行政をつなぎ、美しい景観づくりの機運が高まるしくみをつくります(普及、広報)

・まちづくり講演会等による啓発、良好な活動事例等の広報、活用できる各種制度等の普及 など





まちづくりプラン賞の実施

プラン賞による活動



フェスタでの花植え作業



校門の前を広場として解放した浦城小



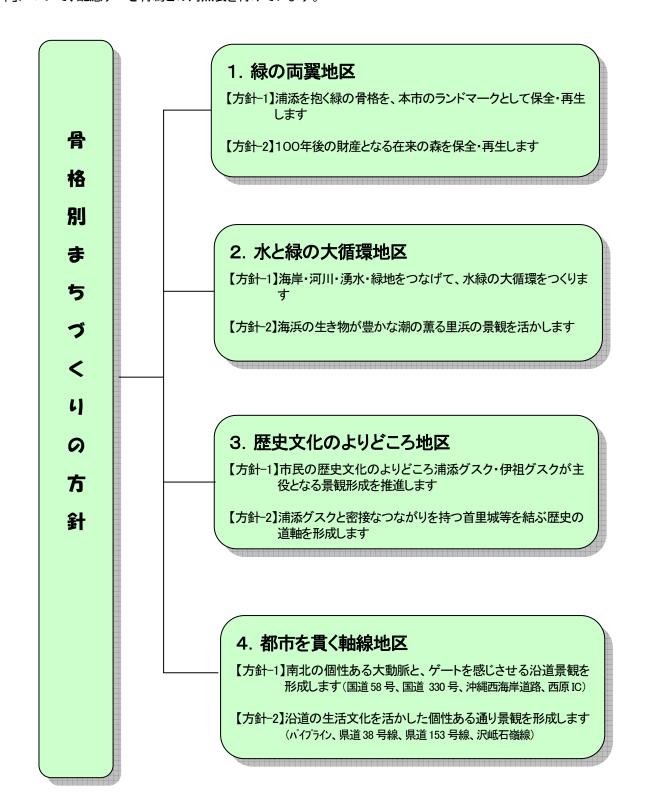
プラン賞による活動



都市景観賞

# (2)骨格別景観まちづくりの方針

ここでは、市域を構成する緑や河川、海岸、幹線道路、歴史資源などの骨格的な要素を有する地区を4地区設定し、「骨格別景観まちづくりの方針」をたて、「目標の姿」、「目標基準」を設定しています。また、各々の「目標基準」について、配慮すべき行為との対照表を付けています。



# (骨格別方針図 A3)

# ① 緑の両翼地区

1. 緑の両翼地区	目標の姿							
方針-1 浦添を抱く緑の骨格を、本市のランドマークとして 保全・再生します	緑の両翼のスカイラインを分断するような建造物等は立地しておらず、緑濃い緑地帯が本市のランドマークとして市民はもとより県民に広く認識されています。そして、主役であ							
方針-2 100年後の財産となる在来の森を保全・再生します	る緑地帯が、地域住民や市民等の手により持続的に維持・							
	R 問 小 井 活動							

9			民		間		公		共	活	動
目標 <u>基準</u>		建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援•事業
(1)緑の両翼の <b>地形を守る</b> ①シンボルであるワカリジー(為朝岩)を保全する ②両翼内での開発は必要最小限にとどめ、のり面のる ③のり面が生ずる場合は長大にならず、小さなの形の分節化を図る ④のり面の勾配は緩くし、天端はなだらかにして緑	り面となるよう地		•		•	•		•	•		
(2)緑の両翼の <b>稜線を守る</b> ①多くの人が集まる主要な視点場から緑の稜線(ス断されないよう建造物の配置や高さ、屋根のデし、稜線になじむようにする ②また、屋根のデザイン等を工夫し稜線になじむよ ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視いよう工夫する	ザイン等を工夫	•		•			•		•		
(3)緑の両翼の <b>景観を阻害しない</b> ①緑の両翼が主役となるよう周辺建造物の配置、 態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする ②空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない		•		•			•				
(4)緑の両翼への <b>視点場を増やす</b> ①歴史の道から緑の両翼への良好な視点場を確保 (残地活用・休憩所併用等) ②主要施設等、多くの人が集まる場所から緑の両 点場を確保するよう努める		•	•				•		•		
(5)緑の両翼の <b>緑を増やし維持管理する</b> ①両翼内に位置する敷地内においては各自が緑化②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提民・NPO等による維持管理など) ③不法投棄などに対し地域の日常的な管理を行う		•		•						•	•

#### ② 水と緑の大循環地区

# 2. 水と緑の大循環地区 目標の姿 都市部では貴重な本市の自然海浜が、周辺の都市整備 海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつ と調和しながら活かされています。そして、この自然海 くります 浜と市内の河川、湧水、緑地等の水・緑空間が結ばれ、 歩いて回遊できる潤いと安らぎのある廻廊が形成され 方針-2 ており、多くの市民や県民等が散策などで利用していま 海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かし す。 公 活 動 目標基準 自主的活動 土石等採取 (1)地域の財産である自然海兵を活かす ①シンボルであるカーミージーを保全する ②水際や海域の生物と生息環境をできるだけ保全する ③自然海浜を残した埋立て工法・道路工法を工夫する(橋梁など) ④海浜植裁を取り入れた護岸工法を工夫する (2)**楽しめるウォーターフロント**とする ①港湾区域では単調で長大な直線的景観にならないよう、良好な視 点場を活かした眺望スポットや緑豊かな広場を確保するなど工夫 ②港湾空間を祭りやイベント、レクリエーションの場としても活かす よう努める ③国道58号からウォーターフロントへ人々を円滑に導くアクセス道 路や歩行者軸の景観を工夫する(海への視線、街路樹等) ④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えない よう工夫する (3) ふれあえる河川環境を回復する ①市内にある3つの二級河川と地域にある井戸の水質の改善に努 める(悪臭・ゴミ・各家庭の井戸の使用など) ②市域を越える上流域との連携を強化する ③親水性やせせらぎ等に配慮し水辺にふれあえる工法を取り入れ る(滝のある景観も活かす) 4環境に配慮した水辺の散策道でつないでいくよう工夫する(透水 性舗装・緑陰・香りなど) ⑤屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えない よう工夫する (4)大循環を構成する緑を増やし維持管理する ①大循環を構成する敷地内においては各自が緑化等に努める ②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植裁・住 民・NPO等による維持管理など)

# ③ 歴史文化のよりどころ地区

3	) 歴史文化のよりどころ地区											
	3. 歴史文化のよりどころ地区	目標の姿										
方針-1 市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グス クが主役となる景観形成を推進します 方針-2 浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結 ぶ歴史の道軸を形成します				スク。 - の修 。 ま - 史の	と伊神 多復塾 た、注 道の	且グス を備と 甫添な 連続	スク( :周) ゲス・ !性か	の由え 辺地域 クと で で で 記談	来がで 或の ま と よ と よ と よ と よ と も と も と も と も と も と も	市民景観が成を紹ってお	に十 整備 結ぶ 3り、	分が尚
Ī				I	民	間		公		共	活	動
			建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援•事業
	(1) <b>グスクを修復する</b> ① 浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努め ど) ② 浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史 形態・素材等を工夫する ③冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する(単 一の近くで仲間のノロが行っていたと伝わる)	性に配慮した						•	•	•		
	<ul> <li>①グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしるよう努める(建造物の高さ・規模形態・屋根形態外設備・塀・生垣・敷地内緑化など)</li> <li>②赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材をする</li> <li>③敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行われる</li> <li>④民間墓園地区は歴史的地区にふさわしい緑化とす</li> <li>⑤地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観にを工夫する(緩やかな線形・適度な幅員・伝統の事確保など)</li> <li>⑥地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮で、ア屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点いよう工夫する</li> </ul>	素材・色彩・屋効果的に活用 はい・ ・景観改善を促 ・配慮した工法 表材・眺望点の する	•	•	•	•	•	•	•	•		•
	(3) <b>歴史の道の連続性を感じさせる</b> ① 首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせ (素材・サイン・緑陰・見通しなど) ②沿道の歴史的資源をできるだけ活かす(修復・サイン・							•	•			
	(4)歴史文化との <b>ふれあい・交流を促す</b> ①グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントでの道まーい・歴史体験学習など) ②ふれあい・交流を促す支援策を充実する(案内 NIなど) ③広報・普及策を充実する(案内マップ作成、かわら	PO 育成·支援									•	•

#### 4) 都市を貫く軸線地区

# 4. 都市を貫く軸線地区 目標の姿 方針-1 本市の南北を貫く幹線において、ゲートとなる空間の景観 南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道 形成がなされ、市民や県民・来訪者にも認識されていま 景観を形成します(国道 58 号、国道 330 号、沖縄西海 す。また、沿道の商業・業務の街並みが統一感を与えてお 岸道路、西原IC) り、幹線にふさわしい沿道景観を形成しています。 一方、市内の準幹線においては、沿道の店舗や並木等が 方針-2 景観に調和しながら連続し、市民の生活文化が感じられる 沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形 成します(パイプライン、県道38号線、県道153号線、沢岻石 個性ある通りとなっています。 嶺線) 民 間 公 共 活動 目標基準 自主的活動 嫠 事業 (1)ゲート性を演出する ①自然の地形などを景観要素として活かす(特徴的な地形の保 全・まとまった緑の保全・創出など) ②都市基盤を景観要素として活かす(トンネル、橋梁・立体交差 点、IC、公共施設等のライトアップ、特徴あるデザインづくりな (ځ (2) ゆといと品格ある沿道景観を形成する ①幹線沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ②沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層) では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイ ③乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に 努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する (3) 節度ある広告・サインの定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号 を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・ サインに努める (4) 歩いて楽しい通 景観を形成する ①通りの起伏を活かした個性ある沿道景観の形成を工夫する (統一した街路樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ 等) ②道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となっ た景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペ 一スがない、ストリートファニチャー、目印となる、バス停緑化 ③通りの由来や成り立ち等をできるだけ活かす(パイプラインの 名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など)

④サポーター制度を活用した植栽管理に努める

# (3)類型別景観まちづくりの方針

ここでは、市域を土地利用や景観資源などの分布に基づき7地区の類型に分け、それぞれの7地区ごとに「類型別景観まちづくりの方針」をたて、「目標の姿」、「目標基準」を設定しています。また、各々の「目標基準」について、配慮すべき行為との対照表を付けています。

# 1. 伝統集落地区 【方針-1】伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復します 【方針-2】伝統的まちなみ景観を保全・回復します 【方針-3】伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復します 類 2. 住宅市街地地区 型 【方針-1】住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修復します 【方針-2】住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成します 【方針-3】住宅市街地のうるおいある通り景観を形成します 別 景 3. 既存区画整理 開発団地地区 観 【方針-1】開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造します 【方針-2】開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成します 【方針-3】開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成します ま ち 4. 商業·業務地区 【方針-1】企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形 成します 【方針-2】広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の景観を創出します < 【方針-3】歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します 0 5. 工業·流通地区 【方針-1】企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出します 【方針-2】海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出します 万 【方針-3】うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成します 針 6. 跡地利用·新規開発地区 【方針-1】地区内にある大切な地域資源を見いだし、保全・回復・活用します 【方針-2】周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観にも十分配慮した計 画を立案し実施します 【方針-3】当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景します 7. 市街化調整区域地区 【方針-1】地区内の地形と緑地、水辺を保全します 【方針-2】周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導します 【方針-3】基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方を検討します

# (類型別方針図 A3)

#### ① 伝統集落地区

# 1. 伝統集落地区 目標の姿 伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、 方針-1 樋川、トゥン(殿)などの祭祀広場、綱引きなどのまつりの 伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を 場などの歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいて 保全・回復します(共有空間) おり、大切に管理されています。これにより、来訪者にも歴 史と伝統が生きた地域としての個性が感じられます。住宅 方針-2 伝統的まちなみ景観を保全・回復します(私有空 は平屋か2階建てで、道路から後退して建てられ、屋敷内 は緑が多く見られ、石垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着い 間・公有空間) た佇まいのまちなみ景観となっています。 方針-3 また、地区内の通りは直線的ではなく、かつてのゆるやか 伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回 な敷地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車 復します(公有空間) の道と歩車共存の道が明確にされており、敷地からのぞく 花木や緑陰が続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。 公 活動 目標基準 建築物·工作物 自主的活動 工地形質の変 (1) クサティ森を守る (1)シンボルである背後のクサティ森の保全に努める(売らない、開 発しないなど) ②クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める(苗木提供・ 協働植裁・住民・NPO等による維持管理など) ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す 4屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えない よう工夫する (2) 伝統集落の空間構成要素を守る ①御嶽、樋川等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう 努める(石垣、樹木等) ②老木、共有広場、まつりの道等の大切な共有資源を保全・回復・ 維持管理するよう努める (3) 伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める (1)建築物・工作物は低く構えるとともに前庭空間を設け、クサティ森 を遮らないよう工夫する ②背後のクサティ森と調和するよう屋根は勾配屋根とするよう努め ③垣・塀は低くおさえ屋敷周りの緑化に努める ④赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用す ⑤敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない ⑥住宅の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路 境界部の緑化に努める ⑦平面駐車場を有する店舗等については、積極的に駐車場緑化と 浸透性ある舗装材の利用に努める ⑧屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えない よう工夫する

⑨サポーター制度を活用した植栽管理に努める

#### ② 住宅市街地地区

# 2. 住宅市街地地区 目標の姿 住宅市街地地区では、地域に息づくウガンジュ(拝所)やム 住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修 ラガー(共同井戸)、老樹等の景観資源が大切に管理され 復します(共有空間) ており、地域にうるおいを与えています。宅地をみると建物 は道路から後退して建てられ、屋敷内は緑化され、生垣や 方針-2 住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成しま 低い塀がめぐり落ち着いたうるおいのある佇まいのまちな み景観となっています。 す(私有空間) 方針-3 また、地区内に見られる狭小な生活道路は、沿道の建て替 住宅市街地のうるおいある通り景観を形成します えに伴って広げられ、防災上も安全な通り景観となってい (公有空間) 活動 目標基準 土石等採取 王的活動 事業 (1)住宅市街地の地域資源を活かす ①地域の成り立ちを伝えるウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井 戸)、老木等の景観資源の保全・回復・維持管理に努める ②里道等のスージグァーを安全な通学路やホタルが息づく道等とし て活かすよう工夫する ③地区内にある空き地などの低未利用地をうるおいとたまりのある オープンスペース等として活かすよう努める(市民菜園等) (2) 宅地内の日だまいとゆといを確保する ①建築物はできる範囲で壁面後退し、敷地内に日だまりとゆとりを 確保するよう工夫する ②高い塀や閉鎖的な屋敷囲いから低い塀や生垣に替え、日だまり とゆとりを確保するよう工夫する (3)目立たない緑化された車庫・駐車場を工夫する ①住宅等の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道 路境界部の緑化に努める ②店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性 ある舗装材の利用に努める (4) 安心とうるおいある通り景観を工夫する ①狭小な生活道路は防災面や安全面の観点からも、沿道の垣・塀 を低くおさえ、できるだけゆとりの空間を確保する ②地区内の一般道路では、チンマーサー空間(集落の入口にある大きな 樹木のこと。一般的に石を積み回した中にみられる。)などを保全・回復また は創出し、個性とうるおいある通り景観の創出に努める ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えな いよう工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となってうるおい ある空間づくりに努める(舗装材、植栽など)

#### ③ 既存区画整理・開発団地地区

# 3. 既存区画整理 開発団地地区 目標の姿 新たな区画整理地区等では、土地本来の資源を大事にし 開発地区の暮らしに密着した地域資源を育成・創造 ながら地域住民のきずなを強める新たな景観的魅力の創 造が行われています。宅地をみると建物は道路から後退し します(共有空間) 方針-2 て建てられ、敷地内は緑化され、生垣や低い塀がめぐりま 開発地区のまとまりあるまちなみ景観を形成します とまりある佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内の通りは、歩車分離の道や歩車共存の道、歩 (私有空間) 行者専用の道などの道路形態が工夫されており、ほど良く 方針-3 開発地区内の安全でうるおいある通り景観を形成 管理された花木や緑陰の並木と相まって、安全でうるおい します(公有空間) ある通り景観を形成しています。 活動 目標基準 自主的活動 土石等採取 事業 (1)大地の記憶を大事にする ①特徴ある地形を活かすよう工夫する(遊び場、公園とするなど) ②まとまった緑地や老木等を活かすよう努める(公園、移植など) ③古い地名を活かすよう努める (2)コミュニティの核になる空間を確保する ①遊び場、広場、たまり場空間を設けるよう工夫し、みんなで活用す ②地域のまつりやイベントを興すよう努める (3) まとまいとゆといあるまちなみ景観を形成する ①建築物を整えるよう努める(建築物の壁面位置、高さ、形態、屋 根、素材、色彩、屋外設備など) ②屋敷囲いを整えるよう努める(低い塀+緑化、生垣、開口部緑化、 敷地内緑化など) ③車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界部の 緑化に努める ④安全で景観向上にも寄与する新たな宅地割りを工夫する(電線類 配置のサービスヤードを持つ背割りなど) ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性 ある舗装材の利用に努める ⑥屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えな いよう工夫する (4)安全でうるおいある通り景観を形成する ①歩車分離、歩車共存、歩行者専用、一方通行の道などを組み合わ せるよう工夫する ②地域シンボル(アイストップ、ゲート、たまり場等)となるチンマーサ -空間の導入に努める ③浸透性舗装材や電線類地中化、たまり空間、緑地帯、線形、ボン エルフなどを工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となってうるおいあ る空間づくりに努める(舗装材、植栽など)

#### 4) 商業・業務地区

# 4. 商業・業務地区

#### 古41\_1

企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務 地区のまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-2

広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区 の景観を創出します(私有空間)

方針-3

歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成します(公有空間)

# 目標の姿

商業・業務地区は、遠景で見ると落ち着いた色合いの基調色の範囲内にあり、高さや形態、設備等も違和感がなく屋外広告物も小さく洗練されており周辺と調和しています。近づいて見ると、道路から壁面後退された敷地内が美しく緑化されており、中には緑陰樹やベンチを設けて市民等に公開している空間も見られます。歩道は広く、緑陰樹の並木と花が咲き、バス停なども緑化されるなど、歩いて楽しい通り景観になっています。また、従来からある商店街の良さがまちの魅力として活かされ、多くの市民・住民でにぎわっています。

		民			間	公 共			活	動
<b>口保空华</b>	建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援•事業
(1) ゆとりと気品ある沿道景観を形成する ①沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ②乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する ③沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ④屋上駐車場を有する商業・業務ビル等については、駐車場への間口は最小限とし、道路境界部の緑化に努める ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する ⑧戦後の軍道1号線(R58)を物語る資源や記憶を活かすよう工夫する(ブルーシール、A&W、テーラーなど)	•		•			•	•		•	•
(2) <b>節度ある広告・サイン</b> の定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める	•					•				
(3)にぎれ あるよいて楽い 過 景観を形成する ① 商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する ②通りの起伏を活かしたにぎわいある沿道景観の形成に努める(緑陰樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ③ 道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、目印となる、バス停緑化など) ④ 通りの由来や成り立ちをできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ⑤ 沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑥ 地域のまつりやイベントを興すよう努める ⑦ 既存の商店街の良さを活かすよう努める(界隈性、にぎわい、回遊性、ヒューマンスケールなど)	•		•				•	•	•	•

# ⑤ 工業流通地区 5. 工業・流通地区 目標の姿 工業・流通地区は、緑豊かな広がりのある開放的な景観と 企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景 なっています。建造物や屋外広告物もすっきりした形態や 素材が用いられており、屋外における物品等の集積・貯蔵 観を創出します(私有空間) もきちんと整理・整頓され、周辺緑化がほどこされている 海や空からの視点にも配慮したウォーターフロント など、陸上からだけでなく海や空からの景観にも配慮がな の景観を創出します(私有空間) されています。また、海岸線に隣接することから、海を感 じさせる樹種の街路樹や緑地、良好な眺望スポットなどが 方針-3 うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成しま 整備され、変化とうるおいあるウォーターフロントでは多く す(公有空間) の人が憩い楽しんでいます。 公 共 活動 目標基準 工石等採取 (1) 周辺景観となじむ建造物とする ①圧迫感を与えないよう、建物配置、規模、高さ、色彩等に配慮す ②大規模になる場合は、分節化、分散配置などなどに工夫する ③けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを 効果的に用いるなど工夫する ④屋上緑化、壁面緑化、敷地外周の緑化に努める (2) 周辺景観となじむ屋外広告物とする ①周辺景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置、規模、色彩等に

#### (3) 物品等の集積・貯蔵を感じさせない

配慮する

①屋外での物品等の集積・貯蔵は道路からできるだけ離れた場所 や見えない場所で行うよう工夫する

②耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう配慮する

- ②集積・貯蔵物を高く積み上げず、整然とした集積・貯蔵に努め、 常に整理整頓を心がける
- ③道路に面する部分は植栽や周辺と調和した塀等で遮蔽するよう 工夫する
- ④平面駐車場空間は、緑化や生け垣、透水性舗装等に努める

#### (4) 通 と海岸線、基地境界を緑化する

- ①周辺の環境に適した樹種を選定し、通りと海岸線、港湾空間、基 地境界等の緑化に努める
- ②乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努 め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する
- ③美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める

# ⑥ 跡地利用・新規開発地区

6. 跡地利用・新規開発地区	目標の姿										
方針-1 地区内にある大切な地域資源を見いだし、保全・回 復・活用します	基地跡地の適り 推進できる環境 います。								_		
方針-2 周辺の既存まちなみ景観やウォーターフロント景観 にも十分配慮した計画を立案し実施します											
方針-3 当面は、未利用または既利用中の地区境界部を緑化・修景します											
目標 <u>基準</u>			Ē	₹	R	1	公		共	活	動
		建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	整備	自主的活動	支援•事業
(1) <b>参加型で計画立案し推進</b> する ①計画の段階から、デザイン・実施・管理に至るまで ちづくりを実践する	、協働の景観ま	•	•				•	•	•	•	•
(2) <b>土地の記憶を残す</b> よう計画段階から考慮する ①地域の自然、地形、眺望点、緑地などを把握し、言 ②地域の履歴、歴史文化資源、老木などを把握し、 特に、基地内の遺構などは注意深く対応する ③美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に	計画に活かす。						•	•	•	•	•
(3) <b>基地境界を緑化</b> する ①周辺の環境に適した樹種を選定し、基地境界等の	緑化に努める							•		•	•

#### ⑦ 市街化調整区域

# 7. 市街化調整区域地区 目標の姿 本市の自然環境を構成する地区として市民に認識されて 方針-1 地区内の地形と緑地、水辺を保全します おり、斜面緑地や河川沿い緑地が大切に保全されていま す。農地や墓園等は緑の中に被われ、周辺の風景になじ んでいます。基地周辺の平坦な一部では、基地跡地と一 周辺景観と調和した農地利用や墓園利用等を誘導 体となった利用計画が検討されています。 します 方針-3 基地周辺の一部の地区では一体的な利用のあり方 を検討します 間 活 動 目標基準 開発行為 支援・ 土石等採取 土地形質の変更 事業 (1)自然環境を保全・回復する ①自然の姿が基本となるよう斜面緑地や河川沿い緑地等の保全・ 回復に努める ②開発はできるだけ行わず、既存ののり面や擁壁は積極的に緑 化するよう工夫する ③空き地などへの不法投棄などは絶対に行わない ④不法投棄などに対し地域の日常的な管理に努める ⑤土石等の採取はできるだけ行わず、事後の跡地については植 栽等で修景する。 (2)農地の風景を大切にする ①地区内での農地利用に際しては、建造物等が目立たないよう配 置、規模、色彩等に配慮する ②屋外への物品の物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、 常に整理整頓を心がける ③鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立た ないよう工夫する (3) 墓園等を緑化する ①墓園や修理工場等、住居用以外の建造物は積極的に緑化推進 など修景に努める ②墓園等の駐車場など付属施設は、緑化や生け垣、透水性舗装等 に努める

# 4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)

# (1)行為ごとの景観形成基準

景観形成基準は、「(2)骨格別景観まちづくりの方針」及び「(3)類型別景観まちづくりの方針」に基づき、法第1 6条第1項の届出対象の行為ごとに定めます。

1. 建築物及で	<b>ゲ工作物</b>
項目	景観形成基準
1. 位置	<ul> <li>周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>壁面等はできる範囲で前面道路から後退し、通りと一体となってうるおいとにぎわいのある空間づくりに努める。</li> <li>敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。</li> <li>市街化調整区域内では、建造物等が目立たないよう配置する。</li> <li>壁面等はできる範囲で敷地境界から後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。</li> <li>多くの人が集まる主要な視点場からの緑の両翼の稜線が分断されないよう建造物の配置を工夫する。</li> <li>グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した配置計画とする。</li> </ul>
2. 形態・意匠	<ul> <li>周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような形態や色彩、意匠とする。</li> <li>本市の特徴ある微地形を活かすよう工夫する。</li> <li>建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。</li> <li>グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森、河川、海岸などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>都市を貫く軸線地区では、通りの起伏などに配慮して、形態や色彩、意匠を工夫する。また、商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する。</li> <li>市街化調整区域内では、目立たないよう形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>多くの人が集まる主要な視点場から緑の両翼の稜線(スカイライン)が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。</li> <li>緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。</li> <li>歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい形態や色彩、意匠等となるよう工夫する。</li> </ul>
3. 色彩	<ul> <li>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。</li> <li>けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを効果的に用いるなど工夫する。</li> </ul>
4. 素材	<ul> <li>周辺景観と調和した素材を使用するよう努める。</li> <li>赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する。特に、歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい素材の活用に心がけることとする。</li> <li>外構の仕上げ材は、積極的に浸透性のある舗装材を使用するよう努める。</li> <li>耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努める。</li> </ul>

### 5. 緑化·垣· 柵·塀

- ・ 周辺景観と調和した、敷地内緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。特に、緑の両翼地区 や水と緑の大循環地区では、重点的に緑化に心がけることとする。
- ・ 塀・柵等は低く抑え生垣、緑化などを行い、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。
- 屋外駐車場は、舗装材やパーゴラなど積極的に駐車場緑化に努める。
- ・ 原則として敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、それらを間口の1/5以上に配置するよう工夫する。

# 6. 屋外設備・ サインその他

- ・ 屋外設備は、露出させないようにし、修景措置を講ずること。 やむを得ず露出させる場合は公 共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。
- ・ 鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する。
- 安全性や美観に配慮した節度あるサインとする。

# 特定届出対象行為(浦添市暑観まちづくり条例第 16 条関係)

村正庙山刘家行為(湘浴	市景観まちづくり条例第 16 条関係)	
行 為	用 途・項 目	規模
建築物の新築、増築、改 築若しくは移転、外観を変 更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変 更(法第16条第1項第1号 関係)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1 項第1号に掲げる商業地域、準工業地域、工業 地域及び工業専用地域	高さが 20mを超えるもの又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域の うち、上記以外の区域	高さが 13mを超えるもの又は建 築面積が 500 ㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	(1) 擁壁、垣、さく、塀類 (2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 観覧車等の遊戯施設類 (8) コンクリートプラント等の製造施設類 (9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 墓園類	高さが3mを超えるもの 高さが 13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m)を超えるもの又は築造面積が500 ㎡を超えるもの
	(13) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)類	高さが 20m(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さが 15mかつ地盤面から当該支持物の上端までの高さが 20m)を超えるもの

2. 開発行為								
項目		景観形成基準						
1. のり面・緑 化など	のり面となるよう地形の分節 合は、周辺の景観と調和した ・緑の両翼地区内においては、 一(為朝岩)の保存と主要なれ	Eし、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁や 化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場 形態及び素材とするよう努める。 その斜面緑地を活かすよう努め、地域のシンボルであるワカリジ 見点場からの眺めを遮断しないように努める。 には、各宅地面積の3%以上の植栽が行われるスペースを設け、 するよう配置する。						
2. その他	・ 地域の履歴、歴史文化資源、老木などを把握し、計画に活かす。 ・ 敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない。							
届出対象行為	届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 16 条関係)							
	行 為	規模						
都市計画法第4 (法第16条第1項	4条第12項に規定する開発行為 頁第3号関係)	土地の面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの						

3. 屋外におけ	3. 屋外における物品の集積又は貯蔵									
項目		景観形成基準								
1. 位置又は集 積の方法	・ 屋外での物品等の集積・貯蔵は道路などの公的空間や主要な視点場から離れた位置で行い、 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするよう工夫する。									
2. 遮へいその 他	<ul><li>・屋外への物品の物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や 修景された塀等で遮へいに努める。</li></ul>									
届出対象行為	(浦添市景観まちづくり条例第 14	· 条関係)								
	行 為	規模								
屋外における3物件の堆積	ニ石、廃棄物、再生資源その他の	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地 の面積が 1,000 ㎡を超えるもの								

4. 地形の外観	4. 地形の外観の変更に伴う鉱物の掘採又は土石等の採取									
項目		景観形成基準								
1. 跡地の措置	・ 掘採または採取後の跡地は、	掘採または採取後の跡地は、植栽等で修景を行い、周辺景観に配慮すること。								
2. 遮へい	<ul><li>道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された塀等で遮へいに努める。</li></ul>									
届出対象(浦添	s市景観まちづくり条例第 14 条関	引条)								
	行為規模									
土地の開墾、土	5の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,000 ㎡を超えるもの								

5. 土地の形質の変更									
	景観形成基準								
けることとし、主に外周部 ・特徴ある地形を活かすよう やのり面となるよう地形の分 場合は、周辺の景観と調和 ・緑の両翼地区内においては	墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うものとする。特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。緑の両翼地区内においては、その斜面緑地を活かすよう努め、地域のシンボルであるワカリジー(為朝岩)の保存と主要な視点場からの眺めを遮断しないように努める。								
甫添市景観まちづくり条例第 14	条関係)								
· <b>為</b>	規 模 土地の面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの								
	・ 墓園の建設などによる土地 けることとし、主に外周部 ・ 特徴ある地形を活かすようご やのり面となるよう地形の分 場合は、周辺の景観と調和 ・ 緑の両翼地区内においては ジー(為朝岩)の保存と主 ・ 満 ・ 満 ・ 満 ・ 満 ・ 満 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ 高 ・ 高								

ただし、第17条第1項の規定に基づき本市条例第16条で定めた特定届出対象行為(建築物及び工作物)に係る法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準については、以下の事項を適用するものとします。

	変更命令									
項目	景観形成基準									
建築物及び工作物	建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。									

# (2)行為の届出の流れ

浦添市内における建築物・工作物、開発等の行為に関しては、手続きを進めていく上でいくつかの段階があります。下図を参考に番号順に流れを見ていきます。

#### 1 事前相談

浦添市内で建築物・工作物、開発等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で「浦添市美らまち推進課」 と事前相談を行ってください。「浦添市景観まちづくり計画」等についての資料閲覧や、「目標基準」、「景観形 成基準」に基づくアドバイスを行います。

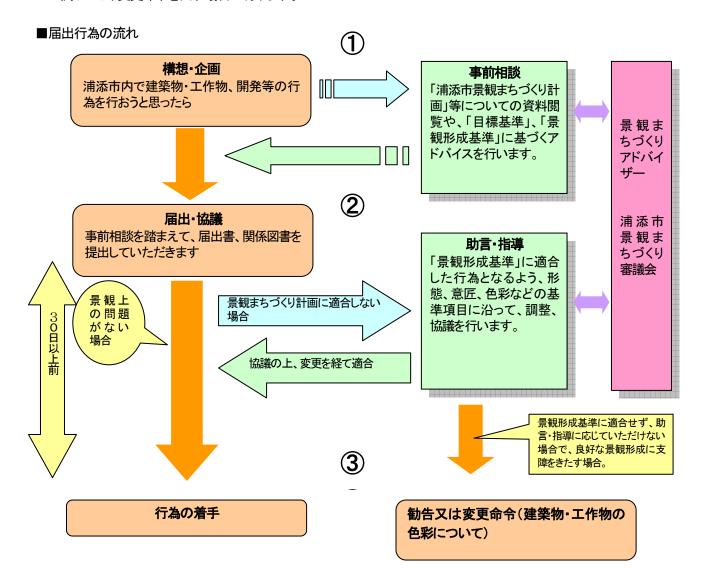
#### ② 届出•協議

事前相談を踏まえて、届出書、関係図書を提出していただきます。「景観形成基準」に適合した建造物等になるよう、形態、意匠、色彩などの基準項目に沿って、調整、協議を行います。

必要に応じて、「景観まちづくりアドバイザー」や、「浦添市景観まちづくり審議会」の助言・指導を得ます。

# ③ 行為の着手、勧告·命令

景観上の問題がない場合、あるいは協議の上、変更を経て景観上の問題がない場合、行為の着手が行えます。なお、景観形成基準に適合せず、助言・指導に応じていただけない場合で、良好な景観形成に支障をきたすと判断される時は、届出から30日以内に勧告を出す場合があります。また、建築物や工作物の色彩に関しては、変更命令を出す場合があります。



# 5 景観まちづくり重点地区(浦添市景観まちづくり条例第10条)

#### (1) 重点地区の考え方

#### 1)重点地区の位置づけ

景観まちづくり重点地区は、「浦添市景観まちづくり条例」第10条に位置づけられている地区です。市長は条例に則り、景観まちづくり計画における重要かつ先導的なモデルとなる地区を「浦添市景観まちづくり重点地区」(以下「重点地区」という。)として定めることができます。さらに、条例第11条第1項では、「重点地区において特に重要な地区については、都市計画における景観地区として定めるよう努めるものとする。」としています。

# 2) 浦添グスク周辺地区での展開

本市における景観まちづくりの理念は、「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」です。「ウラオソイ」とは浦添の古称であり、これが本市の名前の由来ともなっています。かつて浦添が王統を確立して繁栄した時代、歴代王の居城であった浦添グスクは本市のシンボルとしてあり、現在に至るまで市民の心のよりどころとなっています。

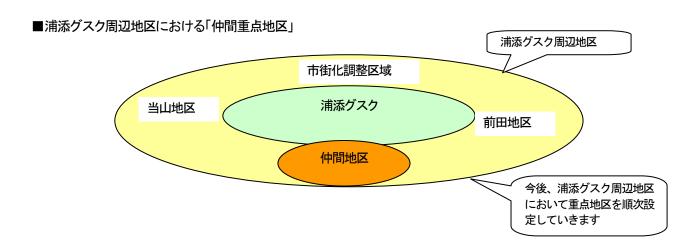
その浦添グスクの復元整備と世界遺産登録は、市民共通の願いといえます。この市民共通の願いを実現するためには、浦添グスクそのものだけでなく、周辺地域も含めて落ち着いた雰囲気づくりや浦添グスク周辺に ふさわしい景観形成等の環境整備が不可欠の条件です。

そこで、浦添市景観まちづくり条例でいう重要かつ先導的なモデルとなる地区として、真っ先に浦添グスクを取りまく周辺地区を取り上げることが最も望ましいと判断されます。しかしながら、浦添グスクを取りまく周辺地域といっても一様ではありません。浦添グスクをクサティ森とする伝統的集落が立地する一方、既に既存市街地となっていたり、市街化調整区域であったりします。それぞれの地区特性によって望ましい景観形成に向けたルールが異なってきます。

したがって、浦添グスク周辺地区での展開にあたっては、一様に重点地区としてルールを設けることが困難であるため、特性に応じて複数の「重点地区」を順次設定していく必要があります。

#### 3)仲間重点地区

浦添グスク周辺地区の中でも優先度の高い地区は仲間地区です。仲間地区は、浦添の中の浦添(ドゥームラ)とも称され、浦添グスクをクサティとして古くから今日まで本市行政・文化の中心地として発展してきました。また、先の沖縄戦で灰燼に帰した浦添の戦後復興のスタートの地でもありました。このように本市にとって大切な地区であるとの認識から、平成12年度より自治会を中心とする地区住民とともに、仲間地区まちづくりに関する勉強会や議論を丁寧に積み重ねてきました。そして、「仲間地区まちづくりの基本精神」や「仲間地区まちづくりの将来像」などを住民総意で構築してきました。このような経緯もふまえて、条例に基づく重点地区の第1号を「仲間重点地区」として選定しました。



# (2)仲間重点地区の区域(浦添市景観まちづくり条例第10条)

浦添市景観まちづくり条例第10条に規定する重点地区の名称は、「景観まちづくり仲間重点地区」とします。 仲間重点地区の範囲は、県道38号線、県道153号線、浦添大公園区域に囲まれた仲間2丁目を中心とする範 囲で、面積は概ね19haです。

# ■仲間地区の範囲



# ■ 仲間地区での地区歩きや勉強会の様子













# (3)良好な景観の形成に関する方針(法第8条第2項第2号)

良好な景観の形成に関する方針については、「骨格別景観まちづくりの方針」と「類型別景観まちづくりの方針」が設定されており、仲間地区に関する方針を整理すると、骨格別及び類型別で以下のように位置づけられています。

# 1) 骨格別景観まちづくりの方針

①歴史文化のよりどころ地区

歴史文化のよりどころ地区	目標の姿										
方針-1 市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します 方針-2 浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します	浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティテ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市場で県民・来訪者等に広く利活用されています。				が理 態め Eの						
目標基準			J	民	間		公	+	Ļ	活動	ħ
		建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面 整 備	自主的活動	支援•事業
(1) <b>グスクを修復する</b> ①浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める(石垣・門など) ②浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する ③冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する(戦前はワカリジーの近くで仲間のノロが行っていたと伝わる)							•	•	•		
(2)グスク <b>周辺地区にふさわしい景観を形成する</b> ①グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観をある(建造物の高さ・規模形態・屋根形態素材・色彩・屋垣・敷地内緑化など) ②赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に ③敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない ④民間墓園地区は歴史的地区にふさわしい緑化と景観改善 ⑤地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮しする(緩やかな線形・適度な幅員・伝統の素材・眺望点の移動区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見まする	外設備・塀・生 に活用する を促す た工法を工夫 確保など)	•	•	•	•	•	•	•	•		•
(3) <b>歴史の道の連続性を感じさせる</b> ① 首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努イン・緑陰・見通しなど) ②沿道の歴史的資源をできるだけ活かす(修復・サイン整備							•	•			
(4)歴史文化との <b>ふれあい・交流を促す</b> ①グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す( 一い・歴史体験学習など) ②ふれあい・交流を促す支援策を充実する(案内 NPO 育成 ③広報・普及策を充実する(案内マップ作成、かわら版など)	・支援など)									•	•

#### ②都市を貫く軸線地区

#### 都市を貫く軸線地区 目標の姿 本市の南北を貫く幹線において、ゲートとなる空間の景観形 方針-1 南北の個性ある大動脈と、ゲートを感じさせる沿道景観 成がなされ、市民や県民・来訪者にも認識されています。ま を形成します(R58、330、西海岸、西原IC) た、沿道の商業・業務の街並みが統一感を与えており、幹線 にふさわしい沿道景観を形成しています。 方針-2 沿道の生活文化を活かした個性ある通り景観を形成しま 一方、市内の準幹線においては、沿道の店舗や並木等が景 す(パイプライン、県 38、県 153、沢岻石嶺線) 観に調和しながら連続し、市民の生活文化が感じられる個性 ある通りとなっています。 目標基準 支援 建築物·工作物 自主的活動 工地形質の (2)ゆといと品格ある沿道景観を形成する ① 幹線沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ②沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では 基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ③乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努 め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する (3) 節度ある広告・サインの定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻 害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サイ ンに努める (4) 出 て楽い 通 景観を形成する ①通りの起伏を活かした個性ある沿道景観の形成を工夫する(統一 した街路樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ②道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景 観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがな い、ストリートファニチャー、目印となる、バス停緑化など) ③通りの由来や成り立ち等をできるだけ活かす(パイプラインの名 称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など)

# ③水と緑の大循環地区

④サポーター制度を活用した植栽管理に努める

水と緑の大循環地区	目標の姿										
方針−1   海岸・河川・湧水・緑地をつなげて、水緑の大循環をつくります   す   方針−2	都市部では調和しながら市内の河川	ら活力 、湧フ	かされ 水、緑	iてし 地等	\ます の水	ナ。そ く•緑	して 空間	、この が結I	D自然 ばれ	然海 、歩し	浜と ハて
海浜の生き物が豊かな潮の薫る里浜の景観を活かします	回遊できる潤いと安らぎのある廻廊が形成されており、多 くの市民や県民等が散策などで利用しています。										
目標 <u>基準</u>				<b>天</b>	間		公	<u> </u>	ŧ	活	動
		建築物・工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援•事業
(4)大循環を構成する <b>緑を増やし維持管理する</b> ①大循環を構成する敷地内においては各自が緑化等に努める ②協働で在来の緑を増やし維持管理を行う(苗木提供・協働植裁・住民・N PO等による維持管理など)										•	•

#### 2)類型別景観まちづくりの方針

①伝統集落地区

# 伝統集落地区 目標の姿 方針-1 伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、樋 伝統集落を抱護するクサティ森と大切な地域資源を保 川、トゥン(殿)などの祭祀広場、綱引きなどのまつりの場など 全・回復します(共有空間) の歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に 管理されています。これにより、来訪者にも歴史と伝統が生き 方針-2 た地域としての個性が感じられます。住宅は平屋か2階建て 伝統的まちなみ景観を保全・回復します(私有空間・公 で、道路から後退して建てられ、屋敷内は緑が多く見られ、石 垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着いた佇まいのまちなみ景観と なっています。 また、地区内の通りは直線的ではなく、かつてのゆるやかな敷 方針-3 伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復 地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車の道と歩 車共存の道が明確にされており、敷地からのぞく花木や緑陰が します(公有空間) 続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。 目標基準 公 土石等採取 <del></del> 土地形質の変更 (1) クサティ森を守る ①シンボルである背後のクサティ森の保全に努める(売らない、開発し ないなど) ②クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める(苗木提供・協働 植裁・住民・NPO等による維持管理など) ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す ④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう 工夫する (2) 伝統集落の空間構成要素を守る ①御嶽、樋川等の大切な共有資源を保全・回復・維持管理するよう努め る(石垣、樹木等) ②老木、共有広場、まつりの道等の大切な共有資源を保全・回復・維持 管理するよう努める (3) 伝統的な地区を意識した宅地の景観づくいに努める ①建築物・工作物は低く構えるとともに前庭空間を設け、クサティ森を遮 らないよう工夫する ②背後のクサティ森と調和するよう屋根は勾配屋根とするよう努める ③垣・塀は低くおさえ屋敷周りの緑化に努める ④赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する ⑤敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない ⑥住宅の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路境界 部の緑化に努める ⑦平面駐車場を有する店舗等については、積極的に駐車場緑化と浸透 性ある舗装材の利用に努める ⑧屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう 工夫する ⑨サポーター制度を活用した植栽管理に努める

#### ②住宅市街地地区

# 住宅市街地地区 目標の姿 住宅市街地地区では、地域に息づくウガンジュ(拝所)やムラガ 住宅市街地の暮らしに密着した地域資源を保全・修 一(共同井戸)、老樹等の景観資源が大切に管理されており、地 域にうるおいを与えています。宅地をみると建物は道路から後退 復します(共有空間) 方針-2 して建てられ、屋敷内は緑化され、生垣や低い塀がめぐり落ち着 住宅市街地の落ち着いたまちなみ景観を形成します いたうるおいのある佇まいのまちなみ景観となっています。 また、地区内に見られる狭小な生活道路は、沿道の建て替えに (私有空間) 伴って広げられ、防災上も安全な通り景観となっています。 方針-3 住宅市街地のうるおいある通り景観を形成します(公 有空間) 目標基準 臻物·工作物 物品集積垒 土石等採取 土地形質の変更 自主的活動 事業 (1)住宅市街地の地域資源を活かす ①地域の成り立ちを伝えるウガンジュ(拝所)やムラガー(共同井 戸)、老木等の景観資源の保全・回復・維持管理に努める ②里道等のスージグァーを安全な通学路やホタルが息づく道等とし て活かすよう工夫する ③地区内にある空き地などの低未利用地をうるおいとたまりのある オープンスペース等として活かすよう努める(市民菜園等) (2) 宅地内の日だまりとゆとりを確保する ①建築物はできる範囲で壁面後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確 保するよう工夫する ②高い塀や閉鎖的な屋敷囲いから低い塀や生垣に替え、日だまりと ゆとりを確保するよう工夫する (3) **目立たない緑化された車庫・駐車場**を工夫する ①住宅等の車庫間口は最小限とし、浸透性ある舗装材の利用と道路 境界部の緑化に努める ②店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性 ある舗装材の利用に努める (4) 安心とうるおいある通り景観を工夫する ①狭小な生活道路は防災面や安全面の観点からも、沿道の垣・塀を 低くおさえ、できるだけゆとりの空間を確保する ②地区内の一般道路では、チンマーサー空間(集落の入口にある大きな樹 木のこと。一般的に石を積み回した中にみられる。)などを保全・回復または創 出し、個性とうるおいある通り景観の創出に努める ③屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えない よう工夫する ④美らまちサポーター制度等を活用した植栽管理に努める ⑤建築物はできる範囲で壁面後退し、通りと一体となってうるおいあ る空間づくりに努める(舗装材、植栽など)

#### ③商業・業務地区

# 商業•業務地区

#### 方針-1

企業が主体となった、歩いて楽しい商業・業務地区のまちなみ景観を形成します(私有空間) 方針-2

広告物や看板等にも配慮した商業・業務地区の 景観を創出します(私有空間)

#### 方針-3

歩いて楽しい商業・業務地区の通り景観を形成し ます(公有空間)

# 目標の姿

商業・業務地区は、遠景で見ると落ち着いた色合いの基調色の範囲内にあり、高さや形態、設備等も違和感がなく屋外広告物も小さく 洗練されており周辺と調和しています。近づいて見ると、道路から壁面後退された敷地内が美しく緑化されており、中には緑陰樹やベンチを設けて市民等に公開している空間も見られます。歩道は広く、緑陰樹の並木と花が咲き、バス停なども緑化されるなど、歩いて楽しい通り景観になっています。また、従来からある商店街の良さがまちの魅力として活かされ、多くの市民・住民でにぎわっています。

目標基準		Ð	₹	F	<b></b>	公		共	活動	助
	建築物·工作物	開発行為	物品集積等	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線的基盤	面整備	自主的活動	支援-事業
(1) ゆといと気品ある沿道景観を形成する ①沿道建築物の3階以上の階層(中高木の高さを超える階層)では基調色の範囲内の色彩となるよう努める(コーラルホワイト等) ②乱雑になりがちな路上施設(柵・標識類など)は整理統廃合に努め、電線類の地中化や浸透性舗装などを促進する ③沿道建造物の壁面後退した空間への緑化等に努める ④屋上駐車場を有する商業・業務ビル等については、駐車場への間口は最小限とし、道路境界部の緑化に努める ⑤店舗等の平面駐車場については、積極的に駐車場緑化と浸透性ある舗装材の利用に努める ⑥沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要な視点場から見えないよう工夫する	•		•			•	•		•	•
(2) <b>節度ある広告・サイン</b> の定着 ①安全性や美観に配慮した節度あるネオンサインとする(信号を阻害しないなど) ②乱雑・混沌のイメージを感じさせないセンスある屋外広告物・サインに努める	•					•				
(3)にきわいあるよいで楽しい過景観を形成する ①商業施設については、ショーウィンドーやシャッター等のデザインにも配慮する ②通りの起伏を活かしたにぎわいある沿道景観の形成に努める(緑陰樹、建築物の屋根形態、見通しとアイストップ等) ③道路沿いの小広場やポケットパーク、バス停等と一体となった景観の形成を工夫する(人が座れる・たまれる、デッドスペースがない、目印となる、バス停緑化など) ④通りの由来や成り立ちをできるだけ活かす(パイプラインの名称、軽便鉄道跡、オモロの碑、組踊の道など) ⑤沿道の街路樹選定は個性ある樹種を工夫する(市の花木など) ⑥地域のまつりやイベントを興すよう努める ⑦既存の商店街の良さを活かすよう努める(界隈性、にぎわい、回遊性、ヒューマンスケールなど)	•		•				•	•	•	•

#### 3)仲間地区まちづくりの精神・将来像

仲間地区では、景観法が施行される以前の平成 12 年度から、地区住民とともに仲間地区まちづくりの検討を 積み重ねてきました。その成果のひとつが、「仲間地区まちづくりの精神」と「仲間地区まちづくりの将来像」で す。これは、地区住民の総意を得たまちづくりの基本精神であり地区住民が目標とする将来像です。

したがって、仲間重点地区においては、このまちづくりの精神に則り、将来像並びに骨格別方針・類型別方針 も踏まえながら、より具体的なルールを設定していきます。

# ■仲間地区まちづくりの精神

#### 私たちは、

- ①私たちの生活する仲間地区の地形、水、緑、歴史的資源を守り継承します。
- ②仲間地区の通りを、地域資源で結んだ歩いて楽しい通りにします。
- ③浦添グスクの城下町(グスクまち)にふさわしいまち並みをつくります。
- ④子どもからお年寄りまで安心して暮らせるふれあいのある地域社会を築きます。
- (5)住民自身が仲間地区の過去と現在、未来を考え、決めていくようにします。

### ■仲間地区まちづくりの将来像

「水・緑が感じられる てだこの城下町 (グスクまち) づくり」

- 仲間地区は高台に位置していますが、浦添グスクをクサティにした集落立地のため湧水が豊富です。また、地区内には御嶽や拝所の緑を中心に屋敷内の緑も多く、落ち着いた佇まいを感じさせる地区です。
- また、「てだこ」とは太陽の子という意味です。かつて浦添が琉球の王都として繁栄した時代の英祖王をてだこと敬称したことに由来しますが、現在ではてだこは浦添をイメージするキーワードとなっています。仲間地区はまさに浦添を象徴する浦添グスクをクサティに佇む、本市を代表するグスクまちです。



# (4)良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第3号)

# 1) 行為ごとの景観形成基準

仲間地区における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等は以下の通りです。

	浦添市条例に基づく 重点地区への支援 (条例第23条)						
	対象:仲間地区	<b>対象: 仲間地区</b> <助成制度>					
4 7 <del>4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /</del>	<行為ごとの景観形成基準>						
1. 建築物及 (1)位置	<ul> <li>○工作物</li> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した配置とする。</li> <li>○壁面等はできる範囲で前面道路から1.5m以上を目安として後退し、通りと一体となってうるおいとにぎわいのある空間づくりに努める。ただし別棟の付属車庫等や奥行きが無い敷地や狭小敷地などに於いてはその限りでない。</li> <li>○計画地や敷地内の既存のまとまった緑地や老木等を活かすよう努める。</li> <li>○多くの人が集まる主要な視点場からの浦添グスクの稜線が分断されないよう建造物の配置を工夫する。</li> <li>○浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した配置計画とする。</li> </ul>						
(2)形態・意匠	<ul> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した形態や意匠とする。</li> <li>○建築物が大規模になる場合は、分節化、分散配置などに工夫する。</li> <li>○浦添グスク、カーや御嶽などの聖地、クサティ森などの地域資源に配慮した、形態や色彩、意匠を工夫する。</li> <li>○多くの人が集まる主要な視点場から浦添グスクの稜線が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。</li> <li>○緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。</li> <li>○屋根は赤瓦または灰色瓦葺きの適切な勾配の寄棟を可能な限り採用する。</li> <li>○やむを得ない場合は、赤瓦または灰色瓦、若しくはそれらに類する素材を部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。</li> </ul>	〇屋根瓦の助成を行 う。					
(3)色彩	○落ち着いた色彩を基調とし、浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに 配慮した色彩とする。 ○建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等 は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。 ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてそ の限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴 史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められてい る場合は、その限りでない。						
(4)素材	<ul><li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した素材を使用するように努める。</li><li>○赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用し、浦添グスク周辺にふさわしい素材の活用に心がけることとする。</li><li>○外構の舗装は、積極的に浸透性のある材料を使用するよう努める。</li></ul>						
(5) 緑 化 • 垣 • 柵 • 塀	<ul> <li>○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮した緑化に心がける。</li> <li>○塀・柵等は低く抑え生垣、緑化などを行い、日だまりとゆとりを確保するよう工夫する。</li> <li>○屋外駐車場は、舗装材やパーゴラなど積極的に駐車場緑化に努める。</li> <li>○原則として敷地面積の5%以上の緑地を設けることとし、それらを間口の1/4以上に配置するよう工夫する。</li> <li>○道路に面する部分の塀は、原則として、敷地面から高さ1.5m程度の琉球石灰岩による石積みや石張りで修景したものとするか、敷地面から高さ0.6m以下の琉球石灰岩による石積みや石張り或いは類似の塗装などで修景し、その上部は垣・さく・フェンス等を設置し緑の垣根を設けるよう心がける。ただし、道路面と敷地に高低差が著しくある場合は、その限りでない。</li> </ul>	○道路に面する塀の 琉球石灰岩や類似 の塗装などへの助 成と生け垣等への 助成を行う。					

# (6) 屋外設 備・サイン その他

- ○浦添グスク周辺の歴史的地区にふさわしい佇まいに配慮して、屋外設備は、露出 させないようにし、修景措置を講ずること。 やむを得ず露出させる場合は公共空 間から見えにくい位置に設置するよう努めること。
- 〇鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫する。
- ○安全性や美観に配慮した節度あるサインとする。

#### 届出対象行為

油山刈水11局		
行 為	項目	規模
建築物の新築、増築、改 築又は移転(法第16条第 1項第1号関係)		建築確認が必要なもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第 16 条第1項第1号関係)		見付面積が 10 ㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改 築若しくは移転、外観を	(1) 擁壁、垣、さく、塀類	高さが2mを超えるもの
変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩 の変更(法第 16 条第1項 第2号関係)	(2) 彫像、記念碑類 (3) 煙突、排気塔類 (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類 (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔類 (6) 高架水槽、冷却塔類 (7) 観覧車等の遊戯施設類 (8) コンクリートプラント等の製造施設類 (9) 自動車の車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 汚水・ごみ処理施設類 (12) 墓園類	高さが 13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m)を超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの
	(13) 電気供給若しくは有線電気通信のため の電線路又は空中線(その支持物を含む。)類	高さが 20m(電線路又は空中線の支持物が 建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さが 15mかつ地盤 面から当該支持物の上端までの高さが 20 m)を超えるもの

#### 2 開発行為

- 〇伝統的な集落の特徴ある地形や地割を活かすよう工夫し、敷地の分割はできるだけ控える。擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。
- 〇地区内においては、斜面緑地を活かすよう努めると伴に、主要な視点場から地域のシンボルである浦添グスクを中心と する斜面緑地の眺めを遮断しないように努める。
- 〇原則として開発による各宅地には、各宅地面積の5%以上の植栽が行われるスペースを設け、間口の 1/4以上を道路 に面するよう配置する。

#### 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 16 条関係)

行 為	規   模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
(法第16条第1項第3号関係)	を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

#### 3. 屋外における物品の集積又は貯蔵

- 1. 位置又は集積の方法
- ○屋外での物品等の集積・貯蔵は道路などの公的空間や主要な視点場から離れた位置で行い、積み上げに際しては、高さ をできるだけ低くするよう工夫する。
- 2. 遮へいその他
- ○屋外への物品の物品等の集積・貯蔵は目立たないよう配置し、常に整理整頓を心がけ、植栽や修景された塀等で遮へい に努める。

#### 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

行為	規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の 物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの又はその用途に供される土地 の面積が 1,000 ㎡を超えるもの

#### 4. 地形の外観の変更に伴う鉱物の掘採又は土石等の採取

- 1. 跡地の措置
- 〇掘採または採取後の跡地は、植栽等で修景を行い、周辺景観に配慮すること。
- 2. 遮へい
- ○道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された塀等で遮へいに努める。

#### 届出対象(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

行 為	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,000 m を超えるもの

#### 5. 土地の形質の変更

- 1. 変更後の措置
- 〇墓園の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の5%以上の緑地を設けることとし、主に外周部に 樹木等による緑化修景を行うものとする。
- ○特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図る。また、のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう 努める。
- 〇地区内においては、斜面緑地を活かすよう努めると伴に、主要な視点場から地域のシンボルである浦添グスクを中心と する斜面緑地の眺めを遮断しないように努める。

# 届出対象行為(浦添市景観まちづくり条例第 14 条関係)

	行	為	規   模
土	地の形質の変更		土地の面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

#### 変 更 命 令

# <景観形成基準>

建築物及 び工作物 建築物の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2 以下の範囲内の色彩とする。

ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。

### ■仲間地区の良好な景観形成のイメージ(建築物及び工作物、その他)

# 屋外設備

○浦添グスク周辺の歴史的地区にふ さわしい佇まいに配慮して、屋外設 備は、露出させないようにし、修景 措置を講ずること。やむを得ず露出 させる場合は公共空間から見えにく い位置に設置するよう努めること。

#### 屋根

- ○屋根は赤瓦または灰色瓦葺きの適切 な勾配の寄棟を可能な限り採用する。
- ○やむを得ない場合は、赤瓦または灰 色瓦、若しくはそれらに類する素材を 部分的に用いるなど、積極的に意匠と して採用するよう心がける。

# 建物の位置

○壁面等はできる範囲で前面道路か ら1.5m以上を目安として後退し、 通りと一体となってうるおいとにぎわ いのある空間づくりに努める。ただ し別棟の付属車庫等や奥行きが無 い敷地や狭小敷地などに於いては その限りでない。

# 開発行為

○伝統的な集落の特徴ある地 形や地割を活かすよう工夫 し、敷地の分割はできるだ け控える。

○建築物の外壁又は工作物の色は、着色し ていないコンクリート、金属、ガラス等は除 き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色 彩とする。ただし、外観のアクセントとして 着色する場合は、各壁面の10%以下に おいてその限りでない。また、浦添市景観 まちづくり審議会の承認を得たもの或い は、歴史的又は文化的な事由により、当該 色彩以外の使用が社会通念上認められて いる場合は、その限りでない。

<u>敷地内緑化</u> ○原則として敷地面積の5% 以上の緑地を設けることと し、それらを間口の1/4以 上に配置するよう工夫する。

# 垣•柵•塀

○道路に面する部分の塀は、原則として、 敷地面から高さ1.5m程度の琉球石灰岩 による石積みや石張りで修景したものと するか、敷地面から高さ 0.6m以下の琉 球石灰岩による石積みや石張り或いは 類似の塗装などで修景し、その上部は 垣・さく・フェンス等を設置し緑の垣根を 設けるよう心がける。ただし、道路面と敷 地に高低差が著しくある場合は、その限 りでない。

#### 2)行為の届出の流れ

仲間重点地区における行為の届出の流れは、市全体の行為の届出の流れと同様です。仲間地区内で建築 物・工作物、開発行為等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で先ず「浦添市美らまち推進課」と事前相 談を行って下さい。

# 6. 景観重要建造物・樹木の指定の方針(法第8条第2項第4号)

#### (1)景観重要建造物・樹木の指定の方針

#### ①指定の基本的な考え方

景観計画区域の地域(浦添市全域)において、以下の項目にあてはまるものについては、所有者の意見を聴取した上で、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に努めます。

- ア)シンボル的存在となっている樹木や建造物(目印代わりとなる、愛称で親しまれるなど)
- イ)歴史上意味のある樹木や建造物(その土地を知るのに役立つ、その時代の特徴を示すなど)
- ウ) 信仰上意味のある樹木や建造物 (信仰の対象となっている、独特のデザインなど)
- エ)良好な風景が成立するために欠かすことのできない樹木や建造物(再現することが容易でないなど)
- オ)「登録文化財」に指定された建築物
- カ)その他市民からの申し出によるもので景観上重要であると客観的に判断できるもの

#### ②指定までの手順

第1段階 候補物件リストの作成

第2段階 所有者の意見聴取

第3段階 適否判断(景観審議会)

第4段階 管理計画·管理協定

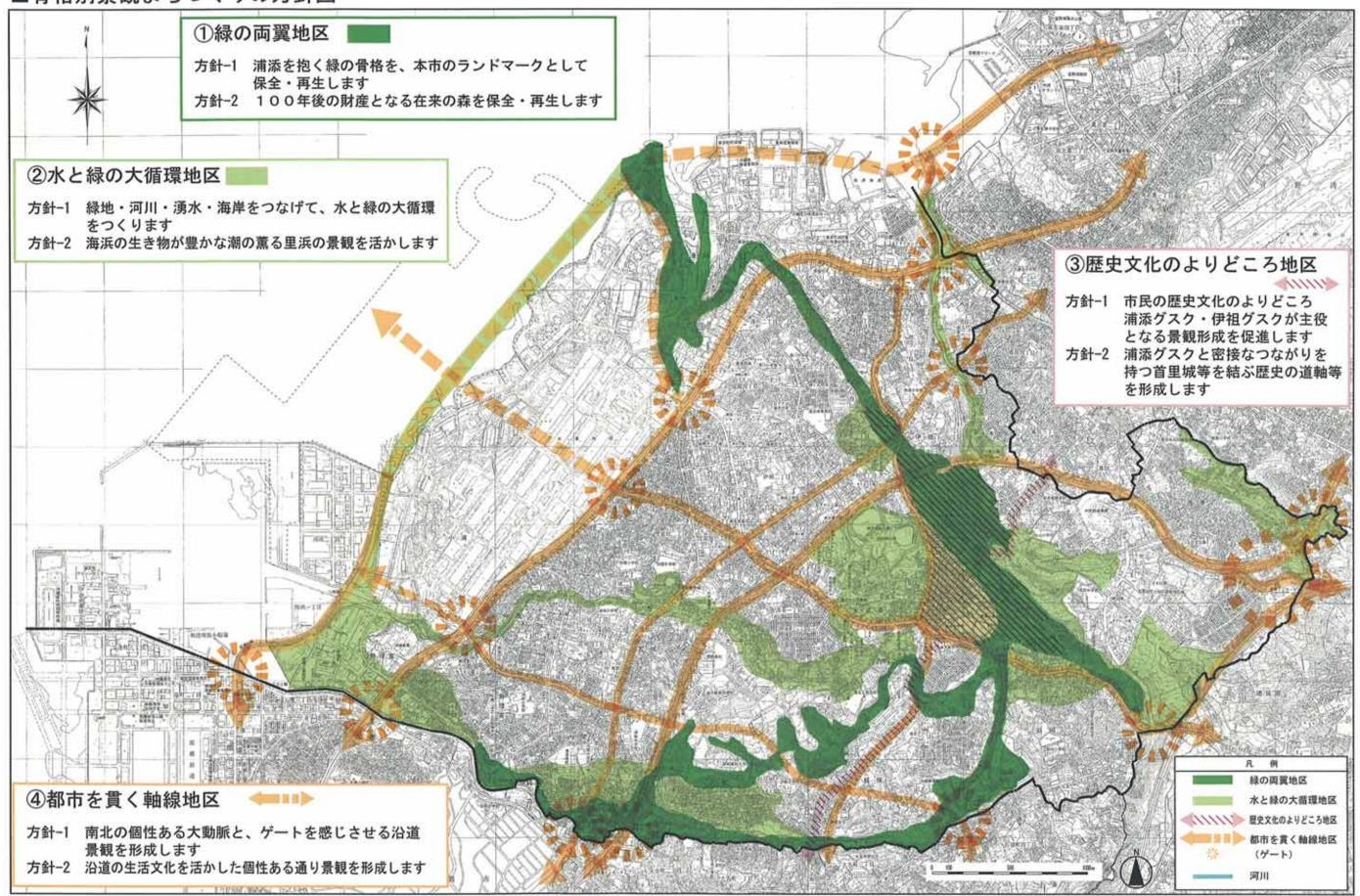
第5段階 台帳登載•市民公表

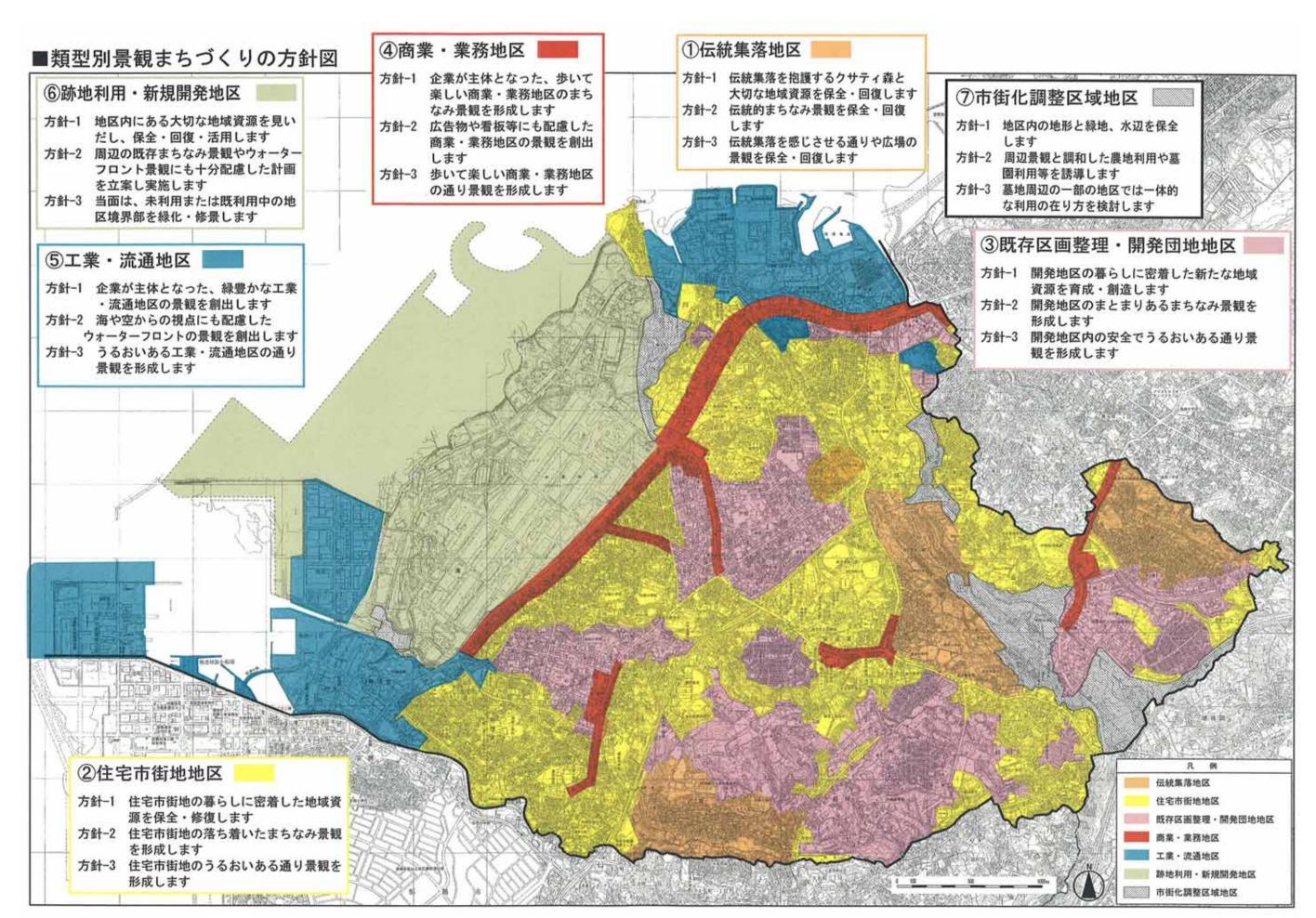
#### (2)景観重要公共施設の指定の考え方

### ①指定の基本的な考え方

主要な社会基盤等として、地域の風景の中で親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定します。

# ■骨格別景観まちづくりの方針図





# 第4章 推進に向けて(推進編)

# 1. 推進に向けての考え方

本市において協働の景観まちづくりを効果的に推進していくためには、以下の2つの視点が大切と考えます。

緩やかな基準に基づき、全市的に良好な景観形成のボトムアップを図る 同時に、より詳細な基準とリーディング事業により、重点地区の良好な景観形成を実施する

の全市的な景観のボトムアップについては、法に基づ〈取り組みを基本におき、条例で位置づけた自主的取り組みと連動し、中長期的な展望のもとに推進してい〈必要があります。

また、 については、重点地区の候補である仲間地区の取り組みを進め、地区住民と基準を構築し、基準に則り景観形成を推進していくとともに、市道、広場、文化財、サインなど必要なリーディング事業を同時並行して導入し、本市全体の景観形成を牽引するモデルとして取り組んでいく必要があります。

# 2. 多面的な取り組みの推進

## (1)法に基づ〈取り組み

法に基づく取り組みの基本となるのは景観法の活用です。景観法に基づく景観まちづくり計画の広報・普及を徹底し、良好な景観形成の方針、目標の姿を実現するための事前協議を充実させる必要があります。また、法に基づく届出行為、行為の制限を運用していくとともに、今後は、景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての候補の洗い出し、景観協議会、景観整備機構の設置、景観協定等による協働の景観まちづくりを推進していきます。

一方、景観法のみによる取り組みの限界も十分認識しつつ、中長期的展望のもと都市計画法への移行 や活用、さらにその他関連する既存法の活用など、法に基づく取り組みにおいても多面的な連携による推 進が求められています。

# 1)景観法の活用

景観計画による事前協議の徹底

方針 - 目標の姿の広報・普及の徹底

景観形成目標基準による事前協議の徹底

法に基づく届出行為、行為の制限の運用

景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての候補の洗い出し

景観協議会、景観整備機構の設置による協働の景観まちづくりの推進

景観協定地区指定等による協働の景観まちづくりの推進

2) 都市計画法の活用:都市計画法との連携は十分に必要なことであり特に下記の 、 について積極的に取り組む必要がある。

景観地区の活用(重点地区から景観地区へ、または重点地区を含む周辺の景観地区指定など) 地区計画、地域地区、特定用途制限、開発行為などの活用

3) その他の既存法の活用:建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法の活用につては積極的に取り組む 必要がある。

建築基準法、都市緑地法(緑地保全地区、特別緑地保全地区、緑化地区)、屋外広告物法の活用 河川法、海岸法、港湾法、道路法、文化財保護法、農地法、環境基本法 などの活用

## (2)自主的取り組み

自主的な取り組みと、法に基づく取り組みは車の両輪のような関係であり、本市の景観まちづくりを進めるうえでは極めて重要な取り組みです。自主的な取り組みは、これまでの本市の実践的な景観行政を基本に、浦添市景観まちづくり条例に位置付けて強化します。

協働の景観まちづくり活動を支援するための表彰・助成や、金銭的、物的、技術的、人的支援などを強化するとともに、条例に基づき景観まちづくり重点地区の指定を始めモデル事業、リーディング事業などの導入を図ります。さらに、条例に位置づけられた審議会や市民会議、アドバイザー等を十分活用し、協働の景観まちづくりを支援していくこととします。また、庁内はもとより、県・国との連携を密にして目標の姿の実現に向けて、選択と集中の観点を持ちつつ支援していきます。

1)景観まちづくり活動への支援等(浦添市景観まちづくり条例第20条~第24条)

# 全市的な取り組み

表彰・助成・支援(まちづくりプラン賞、花と緑のまちづくりフェスタなど) 景観協議会の設置、景観整備機構の認定

重点地区、景観協定地区等での取り組み

景観形成への助成(金銭的、物的支援)

景観まちづくり活動への支援(技術的、人的支援)

協働の景観まちづくり事業(リーディング事業、モデル事業、公共事業の指針、ガイドライン等)

2) 庁内連絡協議会(浦添市景観まちづくり条例第4条)

課内の連携:「浦添市緑の基本計画」 など

企画課:「第3次浦添市総合計画」 など

都市計画課:「浦添市都市マスタープラン」 など

その他、土地利用、環境、観光、文化財等の計画 など

3)県・国との連携強化(浦添市景観まちづくり条例第12条)

県企画調整課:「沖縄振興計画」など

県都市計画・モノレール課:「沖縄県景観計画」、「沖縄県都市マスタープラン」、「沖縄県広域

緑地計画」など

中部土木事務所、那覇港管理組合:「港湾計画」 など

沖縄総合事務局:「美ら島沖縄風景づくりガイドプラン」 など

4)浦添市景観まちづくり審議会(浦添市景観まちづくり条例第25条)

景観まちづくり計画の策定、重点地区の指定、行為の制限の事前届出制等について審議する。 景観重要建造物・樹木の指定、その他景観に関する基本的事項又は重要な事項について審議 する。

5)浦添市景観まちづくり市民会議(浦添市景観まちづくり条例第19条)

多様な立場の市民からの協働の景観まちづくりに関する市等に対する幅広い意見・提案。

6) 景観まちづくリアドバイザーの設置(浦添市景観まちづくり条例第26条)

景観まちづくり行政の円滑な運営のため、大規模行為等の届出や協働の景観まちづくりに関する調整事項について、事務局等へ技術的指導・助言を行う。

7)景観まちづくりを推進するための指針の策定(浦添市景観まちづくり条例第13条)

景観まちづくり計画で定めた方針に基づき、公共施設の整備指針、協働まちづくりの指針、その他の景観まちづくりを推進するためお指針を策定するよう努める。

8) 景観重要建築物等の指定(浦添市景観まちづくり条例第18条)

景観重要建造物又は景観重要樹木を指定することができる。

# 浦添市景観まちづくり推進のしくみ

